
第 4 次八幡市一般廃棄物処理基本計画 (素案)

令和 9 年 3 月

八幡市

目 次

第 1 編 ごみ処理基本計画

第 1 章	基本的事項	1
第 1 節	策定の趣旨	1
第 2 節	計画の位置付け	2
第 2 章	市の概況	7
第 1 節	本市の状況	7
第 2 節	本市の関連計画	13
第 3 章	ごみ処理の現況	14
第 1 節	ごみ処理の現況	14
第 2 節	助成事業	16
第 3 節	ごみ排出量	17
第 4 節	施設概要	21
第 5 節	前回計画の検証	24
第 4 章	ごみ処理の課題	27
第 1 節	課題の抽出	27
第 5 章	将来ごみ量の予測	30
第 1 節	ごみ排出量予測の考え方	30
第 2 節	将来人口	31
第 3 節	ごみ排出量の予測結果	32
第 6 章	ごみ処理基本計画	34
第 1 節	基本方針	34
第 2 節	減量化・資源化の目標	36
第 3 節	ごみ処理の目標達成に向けた施策	39
第 4 節	収集・運搬計画	43
第 5 節	中間処理計画	43
第 6 節	最終処分計画	43

第2編 食品ロス削減推進計画

第1章 食品ロスの現況.....	44
第1節 食品ロスの現況	44
第2節 基本方針・目標・取組	46

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現況.....	50
第1節 生活排水処理の現況	50
第2節 生活排水の処理形態別人口の実績	51
第3節 し尿及び浄化槽汚泥収集量	52
第4節 前回計画の検証	53
第5節 施設概要	53
第2章 生活排水処理の課題.....	54
第3章 生活排水処理基本計画.....	55
第1節 基本方針	55
第2節 生活排水処理の目標	56
第3節 生活排水処理の目標達成に向けた施策	60
第4節 収集・運搬計画	61
第5節 中間処理計画	61
第6節 最終処分計画	62

第1編 ごみ処理基本計画



第Ⅰ章 基本的事項

第Ⅰ節 策定の趣旨

現在、私たちの暮らしは技術革新と経済発展によって豊かになってきました。しかし大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会が形成され、有限な資源の枯渇や、埋立地の使用年数のタイムリミット等が問題視されています。そのため、現状の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、環境への負担を考慮した「循環型社会」へと転換していくことが全世界で求められています。

国では、令和 6 年 8 月に第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題の解決にくわえ、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の解決も目指すため、循環経済への移行を国家戦略として位置付け、令和 9 年度を目標年次とした同計画を策定しました。

また、前計画の第四次循環型社会形成推進基本計画策定以降に施行された、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクルを通して、資源循環を促進する「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和 4 年 4 月)」や、食品ロス削減を推進するための「食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年 10 月)」が、さらに活動を推奨するための施策として組み込まれています。

八幡市(以下、「本市」という。)は、平成 30 年 3 月に、平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間を計画期間とする「第 5 次八幡市総合計画」を策定しました。同計画では、「みんなで創って好きになる 健やかで心豊かに暮らせるまち～住んでよし、訪れてよし Smart Wellness City, Smart Welcoming City Yawata～」を将来都市像に掲げ、その実現に向けたまちづくりの基本的な方向性及び施策を示しています。

また、本市では平成 29 年度に「第 3 次八幡市一般廃棄物処理基本計画」(以下、「前回計画」という。)を策定しており、計画目標年度が令和 8 年度であったことから、前回計画で定めていた目標の達成状況の確認とともに、状況の変化を踏まえて、本市における一般廃棄物処理について、総合的かつ中長期的に基本方針を定め、必要な見直しを行うものです。



第2節 計画の位置付け

1. 廃棄物処理関連法令等

八幡市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づいて策定するもので、本市における一般廃棄物処理事業の最上位計画にあたります。

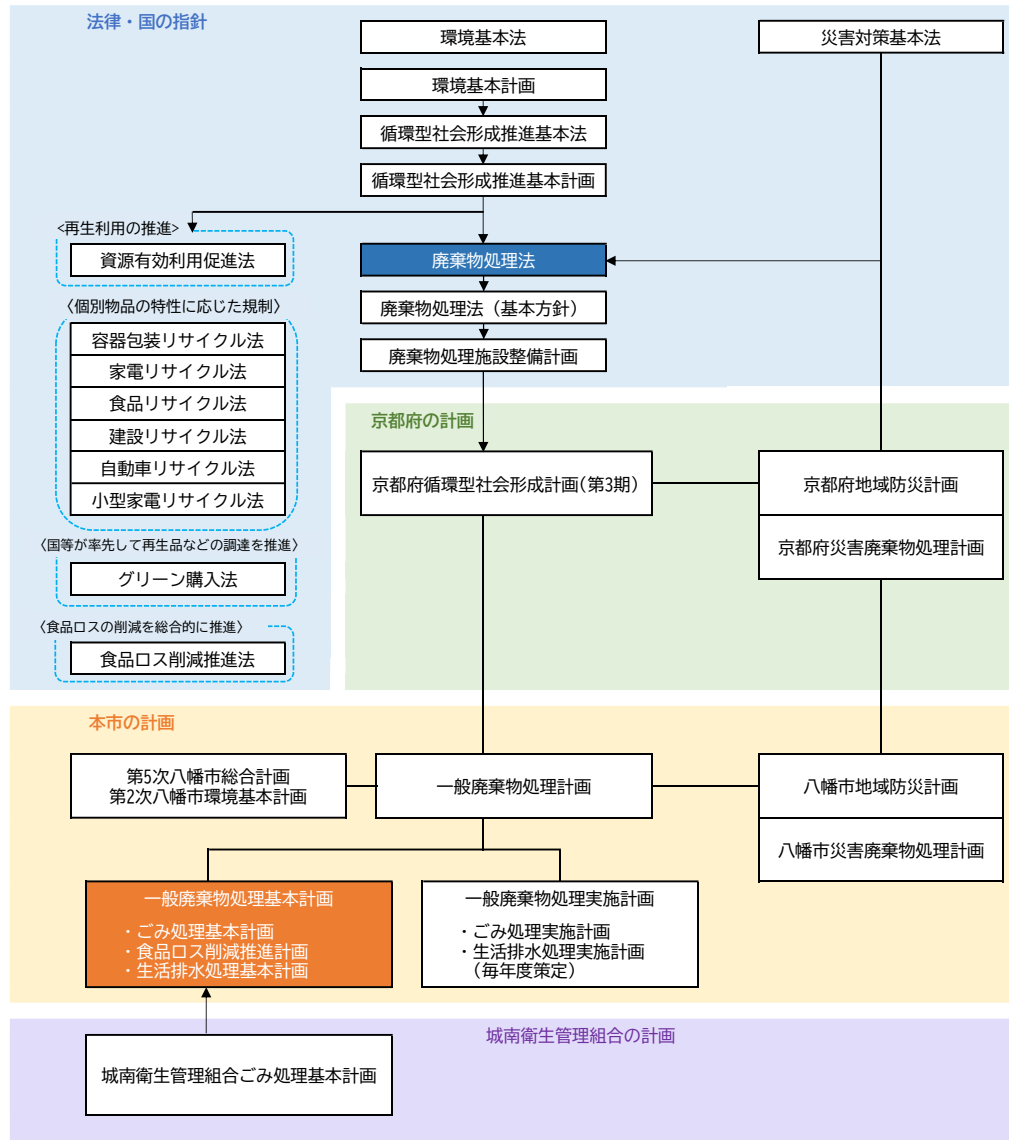


図 1-1-1 循環型社会の形成を推進するための法体系

2. 国・府・組合の関連計画

1) 国の定める計画

(1) 第五次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。

国は、循環型社会の形成に向けた中長期的な方向性として、その実現に向けて計画目標年度までに国が講ずべき施策を示した「第五次循環型社会形成推進基本計画」を令和6年8月に閣議決定しました。

（２）廃棄物処理法に基づく基本方針

「廃棄物処理法に基づく基本方針」は、廃棄物処理法第５条の２第１項に基づき、廃棄物の減量とその他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものとしています。

国は、前回改正した 2010（平成 22）年以降、東日本大震災の発生、小型家電リサイクル法制定等のリサイクル制度の更なる進展等、廃棄物処理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、平成 28 年 1 月に「廃棄物処理法に基づく基本方針」を改訂しました。

（３）廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第５条の３第１項の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため、廃棄物処理法に基づく基本方針に即して定められるものとしています。

国は、当該計画に定められた各重点目標の推移や社会状況の変化を踏まえ、循環型社会及び低炭素社会等の推進を掲げた「廃棄物処理法に基づく基本方針」や「第五次循環型社会推進基本計画」に即して、廃棄物処理施設整備事業のより一層の計画的な実施を図るため、平成 30 年 6 月に新たな整備計画を定めました。

２）府の定める計画

京都府では、サーキュラー・エコノミー（循環経済）を目指すとともに、コロナ禍による社会スタイルの変化などの新たな課題に対応していくためにこれまでの対策指針である「京都府循環型社会形成計画(第 2 期)」を改定し、「京都府循環型社会形成計画(第 3 期)」を掲げました。気候変動対策や自然環境の保全など持続可能な社会づくりに向け、多様な主体と連携しながら、資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにすることとしています。

3)城南衛生管理組合の定める計画

城南衛生管理組合は、京都府南部に位置し、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町及び井手町の3市3町で構成された組合です。

「城南衛生管理組合ごみ処理基本計画(令和5年度策定版)」は、表1-1-1のとおり、①排出段階での対策、②資源化対策、③適正処理対策の3つの基本方針を定め、効率的なごみ減量を進め、長期的かつ安定的に処理できる体制の構築を目指します。

表 1-1-1 城南衛生管理組合ごみ処理基本計画

基本方針 1 (排出段階での対策)	「構成市町との連携による排出抑制の徹底」 ごみの収集事業を運営する構成市町と収集されたごみに対し中間処理事業、最終処分事業を運営する本組合が連携して分別収集のさらなる啓発を図る。 また、環境教育などを通じて3Rの中でも最も重要なReduce(リデュース：排出抑制)について率先して取り組むことにより、排出抑制の徹底を図る。
基本方針 2 (資源化対策)	「効率的かつ多様な資源化体制の整備による循環型社会の構築」 さらなる分別収集を進め、徹底した排出抑制を行った上で、発生する不要物については、Reuse(リユース：再使用)及びRecycle(リサイクル：再生利用)に努め、効率的かつ多様な資源化体制を整備し、さらなる循環型社会の構築を目指す。
基本方針 3 (適正処理対策)	「環境負荷の少ない適正なごみ処理体制の確立・継続による脱炭素社会の構築」 ごみの排出抑制、再使用、再生利用を図った上で、発生する不要物については、地球環境保全の観点から周辺環境に対し負荷の少ない、安全かつ適正なごみの処理・処分を行う。 また、ごみ焼却施設にて、ごみの持つエネルギーを可能な限り回収し、脱炭素社会の構築を目指す。



3. 計画対象区域

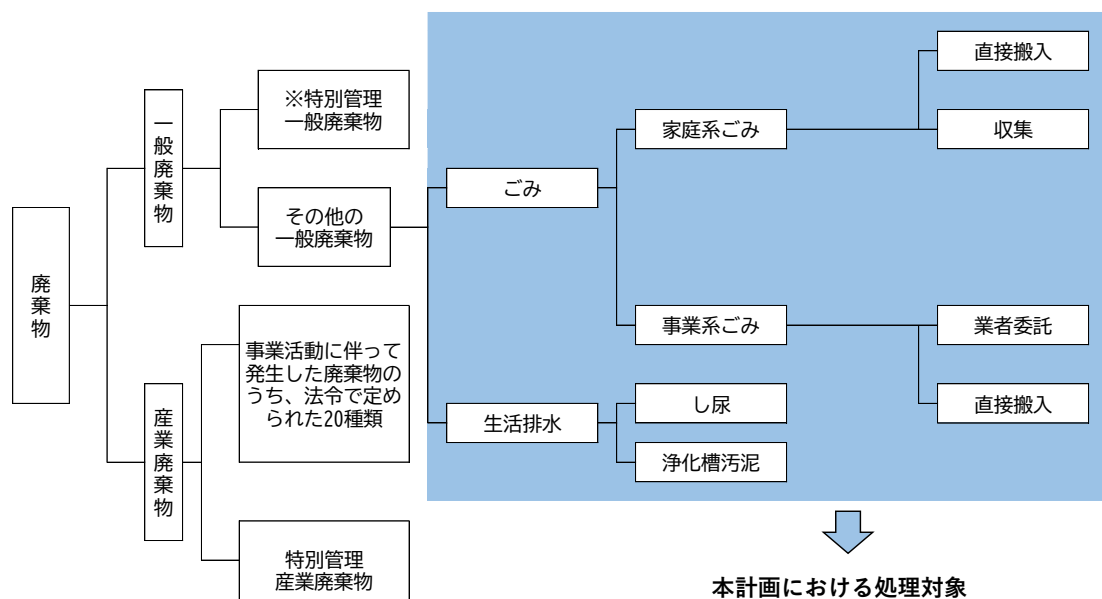
本計画の計画対象区域は、本市行政区域内全域とします。

4. 適用範囲

対象となる廃棄物の範囲は、計画対象区域で発生するすべての一般廃棄物とします。

ただし、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」に基づき、排出者が自ら処理を行う廃棄物や「家電リサイクル法」等の対象となる廃家電等は、ごみ排出量を把握する対象から除外します。

また、特別管理一般廃棄物※は、処理体系が異なるため、ごみ排出量を把握する対象から除外します。



※特別管理一般廃棄物とは…

廃棄物処理法では、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」を特別管理一般廃棄物として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っています。

5. 計画目標年度

本計画は 10 年間の長期的展望をふまえた計画であることから、計画策定年度（令和 9 年度）を初年度とし、5 年後の令和 13 年度を中間目標年次、10 年後の令和 18 年度を計画目標年次と設定します。

年度	和暦	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
	西暦	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
一般廃棄物処理 基本計画	策定年度	◆									
	計画期間	◆									◆
	計画目標										◆
	中間目標					◆					

図 1-1-3 計画期間と目標年度

6. 計画の進行管理

ごみ減量等目標値を達成していくためには、取り組みの状況や目標値の達成等を定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要です。

この考えに基づき、本計画は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善・代替案）の PDCA サイクルにより、継続的改善を図ります。また、各施策の費用対効果についても検討し、効率的・経済的な施策の実施を行います。

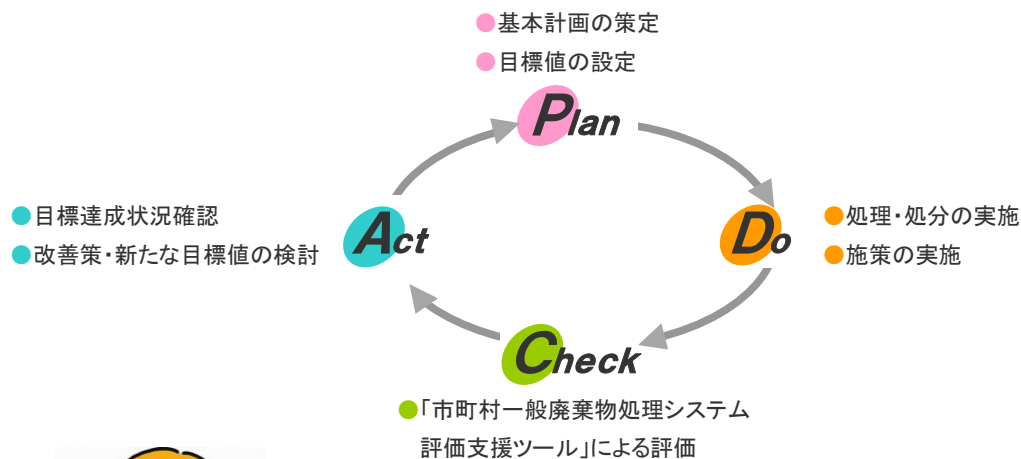


図 1-1-4 計画の進行管理

第2章 市の概況



第Ⅰ節 本市の状況

Ⅰ. 沿革・地勢

本市は、京都府の南西部、木津川・宇治川・桂川の三川が合流して淀川となる地点に位置する地域であり、市面積は 24.35 km²、皇室や武家から庶民まで幅広い信仰を集めていた石清水八幡宮の鳥居前町として発達しました。

北部から東部にかけては島本町・大山崎町・京都市・久御山町・城陽市と、南東部は京田辺市、西部は枚方市と隣接しており、大阪と京都という二大都市の中間に位置し、交通至便な立地条件を有しています。

また、国宝に指定された社殿のある「石清水八幡宮」や名勝として指定されている「松花堂及び書院庭園」などがあり、歴史ある地域となっております。



図 Ⅰ-2-Ⅰ 位置図

2. 気象特性

本市の令和7年の気温は、最高値が7月の39.6℃、最低値が2月の-3.4℃であり、一年を通して温暖な気候となっています。

降水量は、年間1,481.5mmで、8月が最も多くなっています。

表 1-2-1 平均気温と降水量の推移

月		平均気温	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	降水量
R5		17.5	39.6	-3.0	1243.5
R6		17.9	39.4	-1.3	1603.5
R7	1月	5.4	14.7	-2.0	14.0
	2月	4.3	15.2	-3.4	19.0
	3月	10.0	25.6	0.0	97.0
	4月	15.4	29.6	4.3	51.0
	5月	20.0	31.3	8.8	180.0
	6月	25.3	36.8	14.3	295.5
	7月	30.3	39.6	24.3	180.5
	8月	30.2	38.6	23.1	305.5
	9月	27.6	37.2	18.5	90.5
	10月	20.6	31.0	8.5	163.5
	11月	12.5	22.3	3.8	27.5
	12月	8.3	19.4	0.7	57.5
	合計	-	-	-	1481.5
	平均	17.5	-	-	-

出典：R5は八幡市統計書、R6、R7は気象庁データより受領

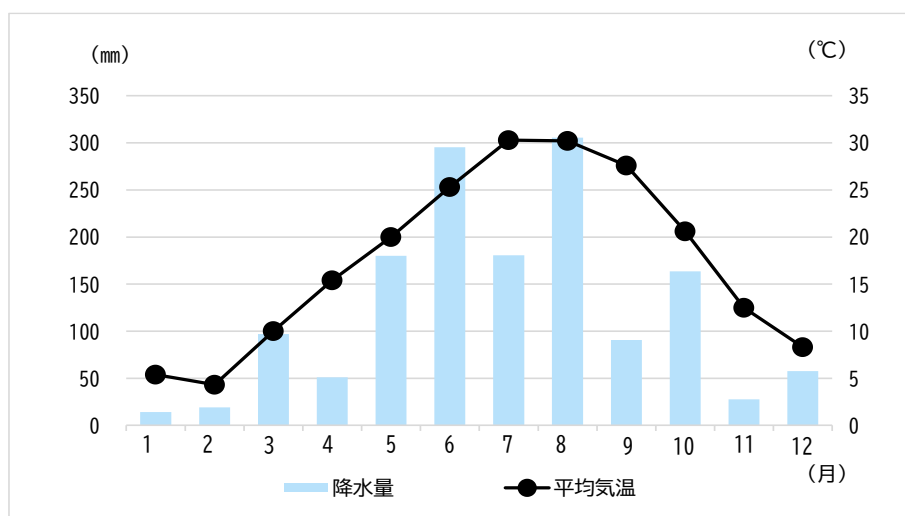


図 1-2-2 平均気温と降水量の推移

3. 人口

1) 人口と世帯数

本市の人口は減少傾向、世帯数は増加傾向にあり、令和 7 年度人口は 68,199 人で、世帯数は 34,364 世帯となっています。

表 1-2-2 人口の推移

	人口（人）		世帯数（世帯）		1世帯あたり 人口（人）
	人口	増減	世帯数	増減	
平成28年度	72,292	-	32,446	-	2.23
平成29年度	71,802	-490	32,583	137	2.20
平成30年度	71,447	-355	32,800	217	2.18
令和元年度	70,958	-489	33,027	227	2.15
令和2年度	70,469	-489	33,276	249	2.12
令和3年度	70,013	-456	33,419	143	2.10
令和4年度	69,660	-353	33,725	306	2.07
令和5年度	69,258	-402	33,993	268	2.04
令和6年度	68,789	-469	34,254	261	2.01
令和7年度	68,199	-590	34,364	110	1.98

出典：八幡市人口集計表

※H28～R7：各年度9月末人口

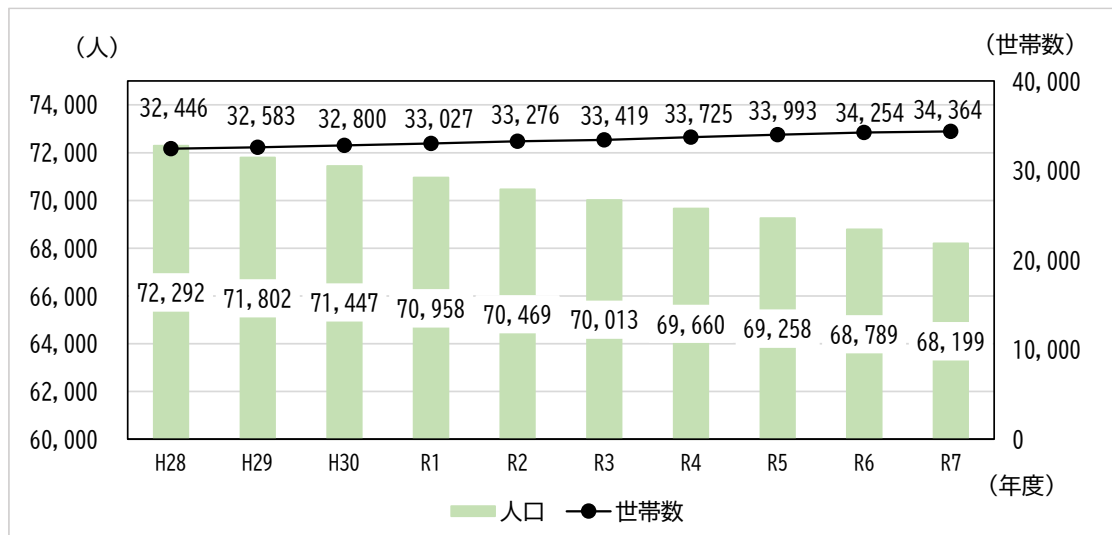


図 1-2-3 人口の推移

2) 年齢別人口構成

年齢別人口構成は、75～79歳の人口が最も多く、次に50～54歳の人口が多くなっています。総数に占める割合は、年少人口が10.0%、生産年齢人口が57.9%、老年人口が32.1%を占めています。

表 1-2-3 年齢別人口構成

単位：人

項目	総数	男	女
年少人口	0～4	1,793	914
	5～9	2,259	1,196
	10～14	2,736	1,333
	小計	6,788	3,443
生産年齢人口	15～19	3,208	1,656
	20～24	3,474	1,820
	25～29	3,107	1,611
	30～34	3,078	1,609
	35～39	3,091	1,624
	40～44	3,728	1,925
	45～49	4,556	2,285
	50～54	5,852	2,961
	55～59	5,109	2,635
	60～64	4,137	2,026
	小計	39,340	20,152
	65～69	3,721	1,766
	70～74	4,541	2,073
	75～79	6,033	3,419
老年人口	80～84	3,956	1,740
	85～89	2,280	944
	90～94	989	326
	95～99	233	45
	100～	37	4
	小計	21,790	9,512
総数	67,918	33,107	34,811

出典：人口集計表 ※令和8年3月末現在

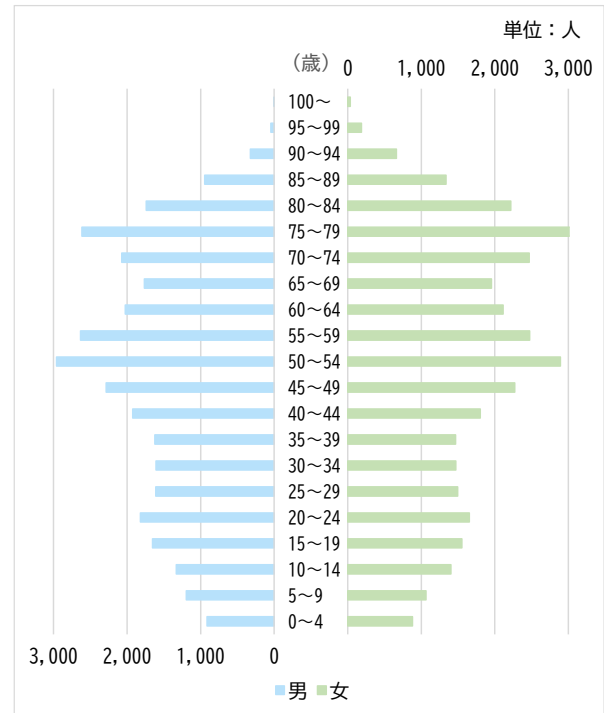


図 1-2-4 年齢別人口構成



4. 産業

令和3年の産業別就業者数の割合は、第一次産業が0.6%、第二次産業が23.2%、第三次産業が76.2%となっています。また、事業所数が最も多いのは「卸売業、小売業」で501事業所であり、次いで「製造業」、「医療、福祉」が続きます。従業員数では、「卸売業、小売業」が5,574人と最も多く、次いで「製造業」、「運輸業、郵便業」、「医療、福祉」の順となっています。

表 1-2-4 産業別従業者数

項目		事業所数（件）	従業者数（人）
第一次産業	農業	9	160
	林業	0	0
	漁業	0	0
	小計	9	160
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
	建設業	161	951
	製造業	228	5,252
	小計	389	6,203
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	6	121
	情報通信業	12	29
	運輸業、郵便業	149	4,954
	卸売業、小売業	501	5,574
	金融業、保険業	16	152
	不動産業、物品賃貸業	123	445
	学術研究、専門・技術サービス業	50	161
	宿泊業、飲食サービス業	139	1,677
	生活関連サービス業、娯楽業	160	802
	教育、学習支援業	79	981
	医療、福祉	174	3,337
	複合サービス業	9	236
	サービス業（他に分類されないもの）	163	1,332
	公務（他に分類されるものを除く）	14	609
	小計	1,595	20,410
総数		1,993	26,773

出典：令和3年経済センサス-活動調査

5. 土地利用

地目別に土地の利用状況を見ると、「宅地」が最も多く 45.72%程度を占めており、次いで「田」の 24.24%、「畑」の 13.58%となっています。

表 Ⅰ-2-5 地目別土地面積

	山林	原野	宅地	田	畑	雑種地	合計
合 計 (ha)	76.3	1.7	655.5	332.1	190.1	157.1	1,412.8
構 成 比 (%)	5.4	0.1	46.4	23.5	13.5	11.1	100.0

出典：八幡市統計書（令和7年1月1日現在）

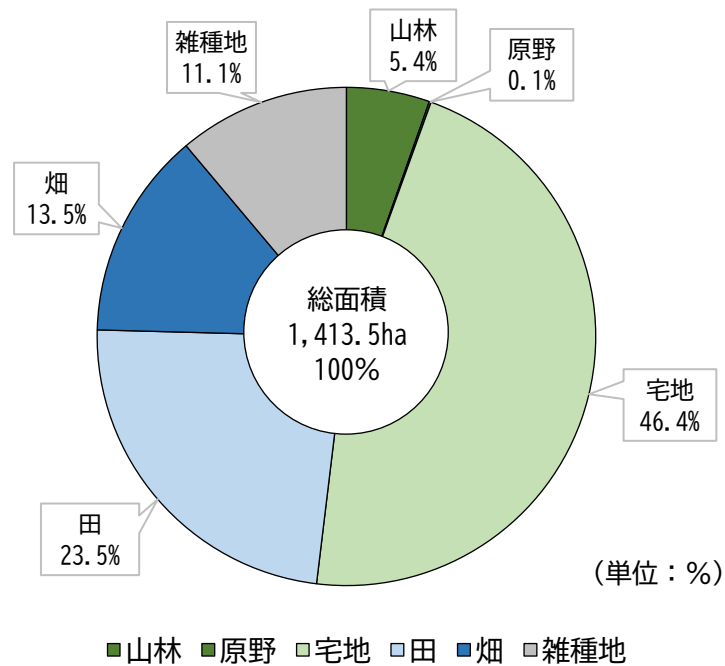


図 Ⅰ-2-5 地目別土地面積割合

第2節 本市の関連計画

Ⅰ. 総合計画

本市では、平成 28(2016)年度を目標年度とした第 4 次八幡市総合計画を平成 19(2007)年に策定し、新たに平成 30(2018)年 3 月に第 5 次八幡市総合計画を策定しました。

Ⅰ) 第 5 次八幡市総合計画の概要

「第 5 次八幡市総合計画」において目指すべき将来像について、表 1-2-6 のとおり掲げています。

表 1-2-6 第 5 次八幡市総合計画の概要

まちづくりの 基本理念	「みんなで創る」まちづくり 「シビックプライド(愛着と誇り)」によるまちづくり 将来世代に豊かな生活を引き継ぐ「サステイナブル(持続可能)」なまちづくり
将来像	『みんなで創って好きになる 健やかで心豊かに暮らせるまち ～住んでよし、訪れてよし Smart Wellness City, Smart Welcoming City Yawata ～』
基本目標	共生 とともに支え合う「共生のまち やわた」 未来 子供が輝く「未来のまち やわた」 健幸 誰もが「健康」で「幸せ」な「健幸のまち やわた」 観幸 自然と歴史と文化が織りなす「観幸のまち やわた」 活力 しなやかに発展する「活力のまち やわた」 安心・安全 持続可能な「安心・安全のまち やわた」



第3章 ごみ処理の現況



第Ⅰ節 ごみ処理の現況

Ⅰ. ごみ処理の体系

本市のごみの収集・運搬は、一般家庭より排出される家庭系ごみ(大型ごみ以外)の収集は市により行われており、大型ごみは市役所へ持ち込むか戸別収集によって行われています。

事業所等より排出される事業系ごみは、許可業者への委託により行われています。

ごみの中間処理は、城南衛生管理組合の各施設で行っています。また、当該組合の「クリーンパーク折居」、「クリーン 21 長谷山」において、燃やすごみの焼却処理を行い、燃やさないごみについては「クリーン 21 長谷山」と同所にある「リサイクルセンター長谷山」において処理を行っており、プラスチック資源の再資源化も同センターで行っています。

プラスチック資源以外の資源物は「エコ・ポート長谷山」で再資源化を行っています。

最終処分については、最終処分場「グリーンヒル三郷山」で行っています。

本市におけるごみ処理フローは図 1-3-1 のとおりです。

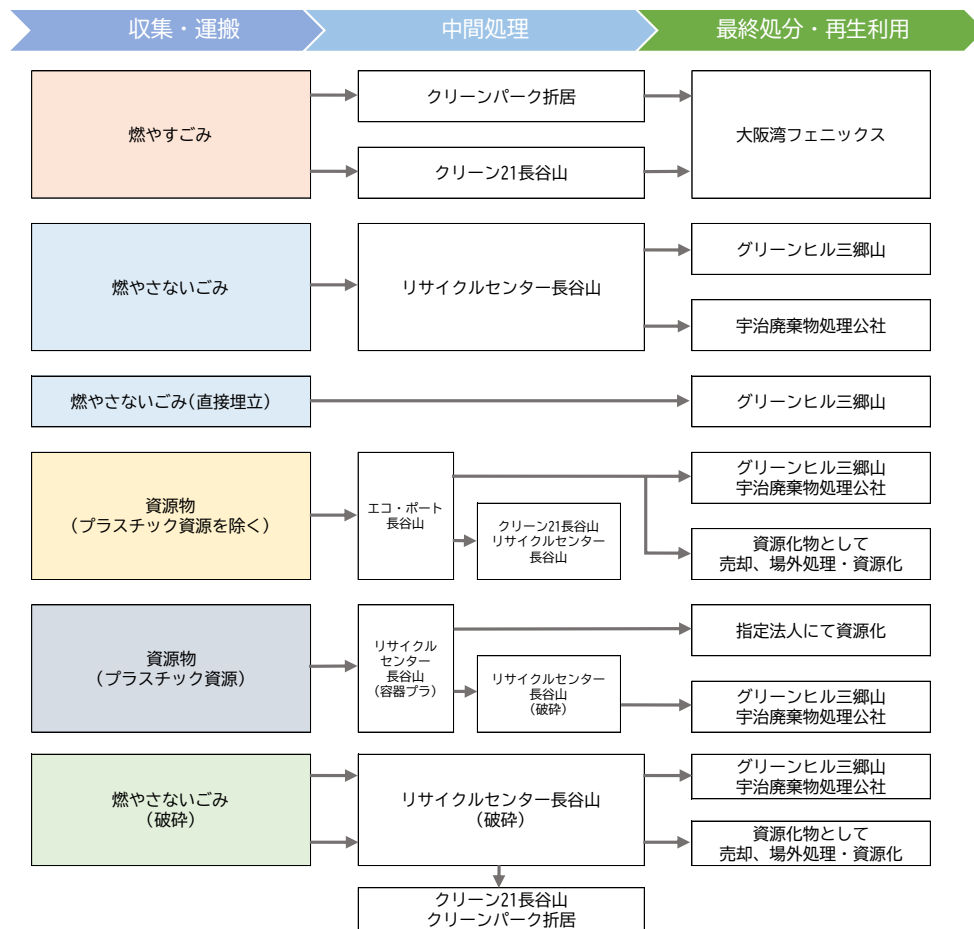


図 1-3-1 ごみ処理フロー

2. ごみ処理経費

令和7年度のごみ処理事業費は約12億4,345万円で、1人当たりの年間処理経費は18,000円でした。

表 1-3-1 ごみ処理経費の推移

項目		単位	R3	R4	R5	R6	R7
ごみ処理経費	人件費	千円	327,307	306,480	331,718	350,515	371,656
	処理費	千円	13,976	14,116	24,142	24,014	25,589
	委託費	千円	35,019	35,019	170,373	201,613	245,611
	車両購入費等	千円	0	6,055	9,057	0	2,325
	組合分担金	千円	455,523	485,854	551,029	589,219	598,277
合計		千円	831,825	847,524	1,086,319	1,165,361	1,243,458
人口		人	70,013	69,660	69,258	68,789	68,199
1人当たり年間処理経費		千円/人	12	12	16	17	18

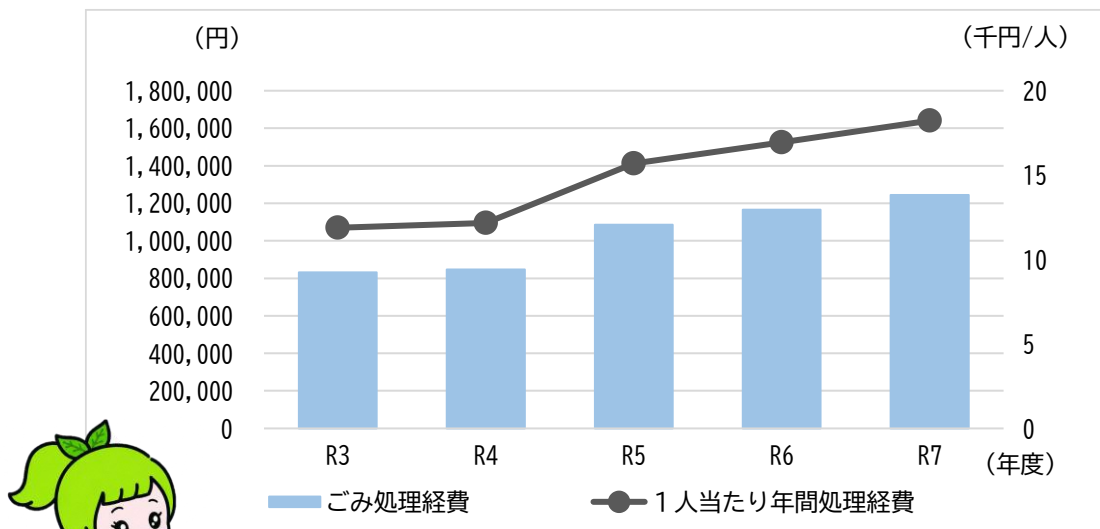


図 1-3-2 ごみ処理経費の推移



3. 収集運搬状況

1) 分別区分の状況

本市が収集する家庭系ごみの分別区分、収集回数は表 1-3-2 に示すとおりです。

表 1-3-2 ごみ分別区分及び収集回数

分別		ごみ袋	対象	収集回数
燃やすごみ		45L以下の透明もしくは白色半透明の袋	動植物性素材類（野菜くず、魚介類等の骨、貝殻等） リサイクルできない紙類 衣類 草木類 生理用品 紙おむつ 在宅医療用注射器 プラスチック・ビニール類 汚れているプラスチック資源	2回/週
燃やさないごみ		45L以下の透明もしくは白色半透明の袋	家電類 金属類 刃物類 ガラス・陶器類 ゴム製品 プラスチック類 ビニール類 くつ・かばん等 アルミ箔 乾燥剤 布団等寝具類	1回/週
プラスチック資源		45L以下の透明もしくは白色半透明の袋	カップ・トレイ類 ボトル類 チューブ類 発泡スチロール類 プラマーク製品及び100%プラスチックでできた長さ50cm未満の製品	1回/週
資源物	カン 紙パック	資源物置場に備えてある青色のネット	カン 紙パック	毎月第1・3 指定曜日
	ペットボトル ビン スプレー缶 カセットボンベ	資源物置場に備えてある青色のカゴ または青色のネット	ペットボトル ビン スプレー缶 カセットボンベ	毎月第2・4 指定曜日

2) ごみ処理有料化

本市ではごみ出しの際に各ごみごとに、1世帯2袋まで無料とし、3袋目からは次の収集日に出すか、有料ごみ袋での収集としています。

45リットルの袋に入らない家具・家電などは大型ごみとなり、市役所に直接持ち込むか戸別収集を依頼して有料での処分となります。

第2節 助成事業

1. 再生資源化奨励金

本市では、ごみの減量化と資源リサイクルを促進するとともに、ごみ問題の解決と環境保全への意識の向上を図るため、市内の資源物の集団回収を行う実施団体に対し、再生資源化奨励金を交付しています。

表 1-3-3 再生資源化奨励金

奨励金交付額	手続き方法	対象
資源物の回収量 4円/kg（100円未満切り捨て）	2ヶ月ごとに、以下の書類を提出 ・八幡市再生資源化奨励金交付請求書 ・八幡市再生資源化奨励金実績報告書 ・回収業者発行の計量伝票（重量が明記されているもの） ・啓発チラシ、写真等実施状況のわかる書類（任意）	資源物の回収を定期的かつ継続的に行う自治会・町内会・子ども会・PTA等の各地域の住民で構成する営利を目的としない団体または社会福祉法人

※奨励金の額は1ヶ月あたり10万円までを限度とします。

第3節 ごみ排出量

Ⅰ. ごみ総排出量

本市のごみ総排出量（収集ごみ、直接搬入ごみ、集団回収の合計）は、令和 7 年度で 17,385t/年であり、令和 3 年度と比較すると約 14.4%減少しています。

収集ごみは、令和 7 年度で 15,722t/年、直接搬入ごみは 485t/年でした。収集ごみは 5 年間で減少傾向にありますが、直接搬入ごみについては増減を繰り返しています。

表 Ⅰ-3-4 ごみ総排出量実績

項目			単位	R3	R4	R5	R6	R7
人口（年度末人口）			人	70,013	69,660	69,258	68,789	68,199
収集ごみ	家庭系	燃やすごみ	t/年	11,300	11,013	10,415	10,170	10,090
		燃やさないごみ	t/年	2,572	2,491	2,178	2,075	2,171
		資源物	t/年	1,075	1,053	1,098	1,073	1,041
	事業系	燃やすごみ	t/年	3,261	3,012	2,836	2,788	2,420
		小計	t/年	18,208	17,569	16,527	16,106	15,722
直接搬入ごみ	事業系	燃やすごみ	t/年	166	193	211	186	193
		燃やさないごみ	t/年	206	234	234	185	213
		資源物	t/年	174	153	157	109	79
		小計	t/年	546	580	602	480	485
ごみ総排出量	家庭系ごみ		t/年	14,947	14,557	13,691	13,318	13,302
	事業系ごみ		t/年	3,807	3,592	3,438	3,268	2,905
	集団回収量		t/年	1,549	1,479	1,361	1,274	1,178
	合計		t/年	20,303	19,628	18,490	17,860	17,385

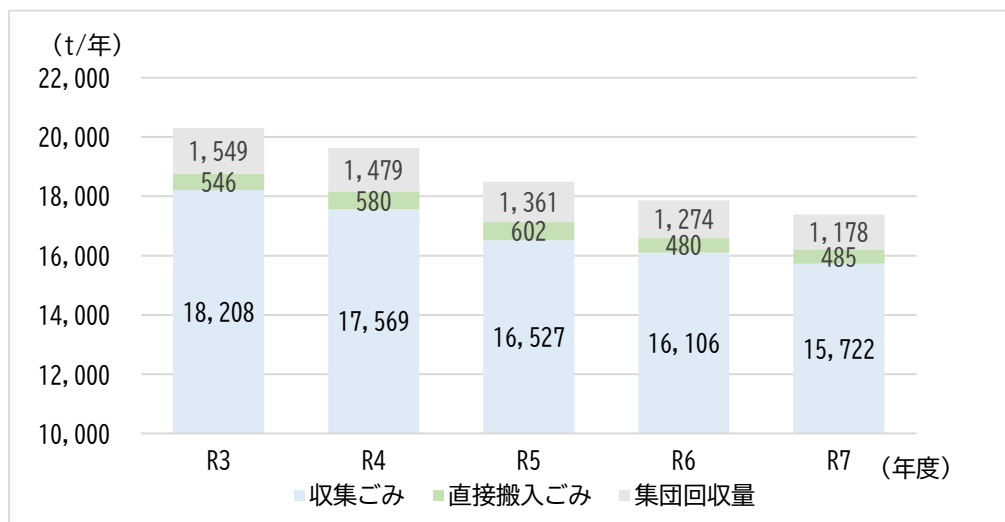


図 Ⅰ-3-3 ごみ総排出量実績

2. 1人1日当たりのごみ総排出量

収集・直接搬入ごみの年間総排出量を、人口で除した1人1日当たりのごみ総排出量は令和7年度で698.4g/人・日となっており、令和3年度と比較すると、約12.1%減少しています。

全国平均（令和6年度：839g/人・日）より低いごみ総排出量となっており、京都府平均（令和6年度：736g/人・日）と比較しても低いごみ総排出量を記録しています。

また、令和7年度の1人1日当たりの収集ごみ総排出量は631.5g/人・日、1人1日当たりの直接搬入ごみ総排出量は19.6g/人・日となっています。

表 1-3-5 1人1日当たりのごみ排出量実績

項目			単位	R3	R4	R5	R6	R7
人口（年度末人口）			人	70,013	69,660	69,258	68,789	68,199
収集ごみ	家庭系	燃やすごみ	g/人・日	442.2	433.1	410.9	405.1	405.3
		燃やさないごみ	g/人・日	100.6	98.0	85.9	82.6	87.2
		資源物	g/人・日	42.1	41.4	43.3	42.7	41.8
	事業系	燃やすごみ	g/人・日	127.6	118.5	111.9	111.0	97.2
		小計	g/人・日	712.5	691.0	652.0	641.4	631.5
直接搬入ごみ	事業系	燃やすごみ	g/人・日	6.5	7.6	8.3	7.4	7.8
		燃やさないごみ	g/人・日	8.1	9.2	9.2	7.4	8.6
		資源物	g/人・日	6.8	6.0	6.2	4.3	3.2
		小計	g/人・日	21.4	22.8	23.7	19.1	19.6
ごみ総排出量	家庭系ごみ		g/人・日	584.9	572.5	540.1	530.4	534.3
	事業系ごみ		g/人・日	149.0	141.3	135.6	130.1	116.8
	集団回収量		g/人・日	60.6	58.2	53.7	50.7	47.3
	合計		g/人・日	794.5	772.0	729.4	711.2	698.4

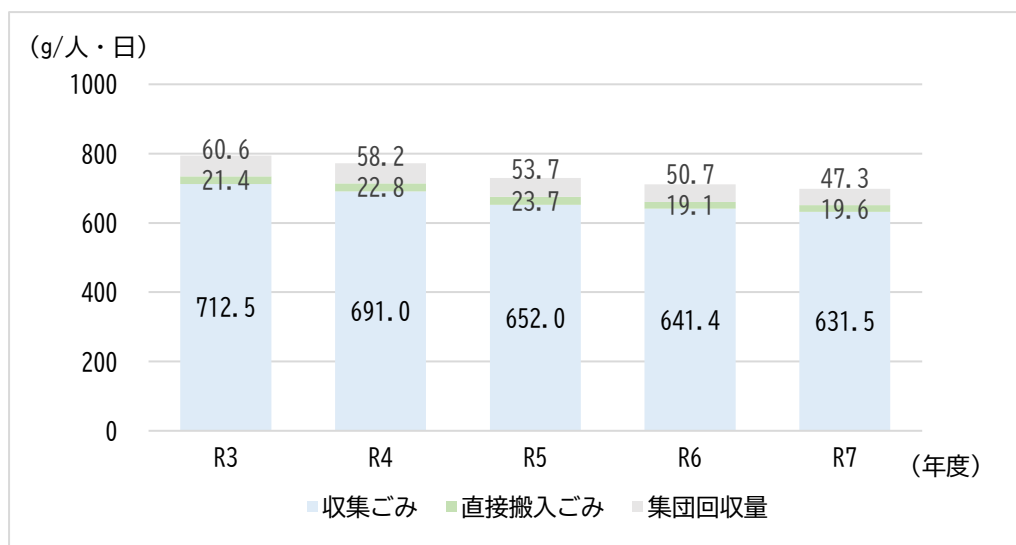


図 1-3-4 1人1日当たりごみ排出量の推移

3. 中間処理量

1) 焼却処理量

本市における焼却処理量は、令和3年度から比較すると全体的に減少傾向にあり、令和7年度実績において13,919 t/年となっています。ごみ総排出量における焼却処理量の割合については、家庭系ごみが58.0%、事業系ごみが15.0%、残渣焼却が7.0%となっており、全体では80.1%を占めています。

表 Ⅰ-3-6 焼却処理量実績

	単位	R3	R4	R5	R6	R7
ごみ総排出量	t/年	20,303	19,628	18,490	17,860	17,385
直接焼却	家庭系燃やすごみ	t/年	11,300	11,013	10,415	10,170
	事業系燃やすごみ	t/年	3,427	3,205	3,047	2,974
残渣焼却	t/年	1,548	1,431	1,293	1,208	1,216
合計	t/年	16,275	15,649	14,755	14,352	13,919

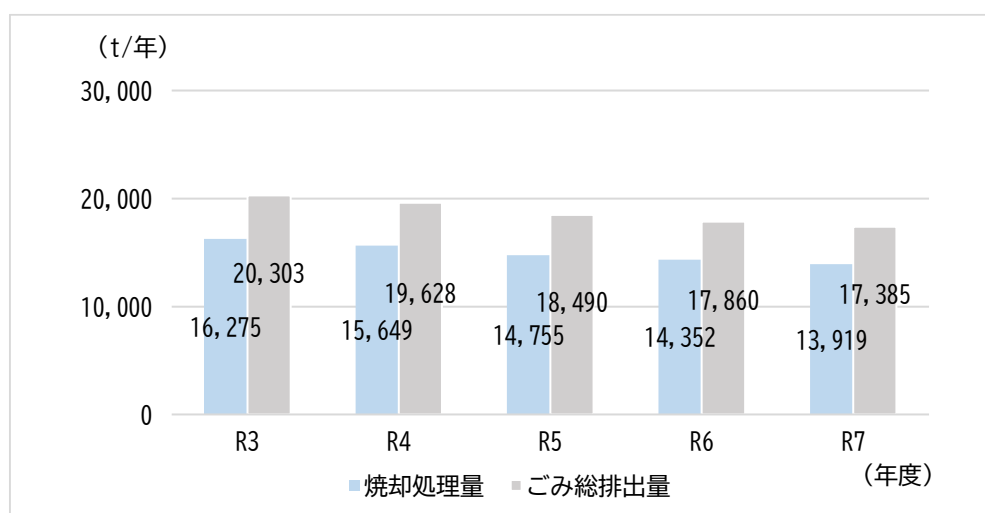


図 Ⅰ-3-5 焼却処理量実績



2)埋立処分量

本市における埋立処分量は、令和３年度から比較すると減少傾向にあり、令和７年度実績において2,845 t/年となっています。ごみ総排出量における埋立処分量の割合については、直接焼却量が9.7%、中間処理量が5.7%、直接最終処分量が1.1%となっており、全体では16.4%を占めています。

表 1-3-7 埋立処分量実績

		単位	R3	R4	R5	R6	R7
ごみ総排出量		t/年	20,303	19,628	18,490	17,860	17,385
埋立処分量	直接焼却量	t/年	1,927	1,866	1,738	1,700	1,678
	中間処理量	t/年	1,068	1,041	1,017	994	984
	直接最終処分量	t/年	250	323	151	96	183
	合計	t/年	3,245	3,230	2,906	2,790	2,845

3) 資源化量

資源化量をごみ総排出量で除したリサイクル率については、令和７年度で13.3%となっています。

表 1-3-8 リサイクル率実績

		単位	R3	R4	R5	R6	R7
ごみ総排出量		t/年	20,303	19,628	18,490	17,860	17,385
資源化量	紙類	t/年	1,427	1,366	1,262	1,178	1,093
	紙パック	t/年	26	22	23	20	23
	金属類	t/年	273	265	243	238	234
	ガラス類	t/年	205	220	221	208	221
	ペットボトル	t/年	136	154	145	146	144
	白色トレイ	t/年	0	0	0	0	0
	容器包装プラスチック	t/年	314	311	382	399	400
	布類	t/年	117	113	99	96	85
	廃食用油	t/年	5	0	0	0	6
	その他	t/年	207	164	192	133	100
合計		t/年	2,710	2,615	2,567	2,418	2,306
リサイクル率		%	13.3	13.3	13.9	13.5	13.3

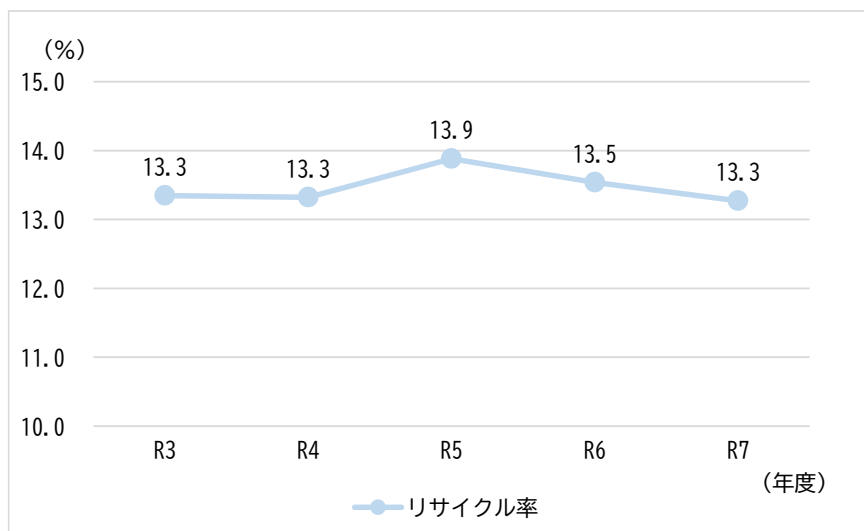


図 Ⅰ-3-6 リサイクル率実績

第4節 施設概要

1. 中継施設

本市で処理するごみは中間処理施設に行く前に「沢中継施設」へ集約され、燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチック資源をそれぞれ専用のホッパで受け入れます。その後、燃やすごみは大型コンテナに、燃やさないごみ及びプラスチック資源は塵芥車に積み替え、各中間処理施設へ運搬しています。

表 Ⅰ-3-9 沢中継施設の概要

項目	内容
施設名称	沢中継施設
所在地	京都府八幡市八幡沢1番地
建設年度	着工 令和3年5月 竣工 令和5年3月 供用開始 令和5年4月
処理能力	燃やすごみ：82 t/日（コンパクト・コンテナ方式） 燃やさないごみ：13 t/日（スライドデッキ積替方式） プラスチック資源：6 t/日（スクリュコンベヤ方式）
敷地面積	30,541.76㎡
建築面積	1,566.59㎡

2. 中間処理施設

本市における燃やすごみは、「クリーンパーク折居」及び「クリーン 21 長谷山」において焼却処理を行っています。

燃やさないごみは「リサイクルセンター長谷山」において破碎・選別処理を行い、資源物のうち、缶類、びん類、紙パック及びペットボトルは「エコ・ポート長谷山」において選別・圧縮・保管等の処理を、プラスチック資源は「リサイクルセンター長谷山」において資源化処理を行っています。

表 Ⅰ-3-10 クリーンパーク折居の概要

項目	内容
施設名称	クリーンパーク折居
所在地	京都府宇治市宇治折居18番地
建設年度	着工 平成27年2月 竣工 平成30年3月 供用開始 平成30年4月
処理能力	57.5t/24h×2 炉
処理方式	全連続燃焼式焼却炉
敷地面積	30,237.5㎡
建築面積	3,549.94㎡
設計基準	低質：5,850kJ/kg 基準：8,360kJ/kg 高質：10,450kJ/kg

表 1-3-11 クリーン 21 長谷山の概要

項目	内容
施設名称	クリーン21長谷山
所在地	京都府城陽市富野長谷山1の270
建設年度	着工 平成15年10月 竣工 平成18年8月 供用開始 平成18年9月
処理能力	120t/24h×2 炉
処理方式	全連続燃焼式焼却炉
敷地面積	27,287.4㎡
建築面積	6,314.63㎡
設計基準	低質：7,535kJ/kg 基準：9,628kJ/kg 高質：11,721kJ/kg

表 1-3-12 リサイクルセンター長谷山の概要

項目	内容
施設名称	リサイクルセンター長谷山
所在地	京都府城陽市富野長谷山1の270
建設年度	着工 平成24年7月 竣工 平成27年3月 供用開始 平成27年4月
処理能力	粗大・燃やさないごみ 60t/日 プラスチック資源 17t/日
処理方式	二軸低速回転式 縦型高速回転式
敷地面積	27,287.4㎡

表 1-3-13 エコ・ポート長谷山の概要

項目	内容
施設名称	エコ・ポート長谷山
所在地	京都府城陽市富野長谷山1の270
建設年度	着工 平成 9年11月 竣工 平成11年1月 供用開始 平成11年2月
処理能力	缶類・びん類・ペットボトル・紙パック：46t/日
敷地面積	1,580㎡
建築面積	27,287.4㎡

3. 最終処分場

本市の最終処分は「グリーンヒル三郷山」及び、「奥山埋立処分地」にて行われていましたが、平成13年に奥山埋立処分地での埋立が終了したため、現在は「グリーンヒル三郷山」と大阪湾にある「大阪湾広域臨海環境整備センター」（以下、「大阪湾フェニックス」という。）に搬入されています。

「グリーンヒル三郷山」では、主に土砂類、燃やさないごみ、破碎処理後の不燃物残渣、資源化処理後の残渣及び沈砂を埋立処分しています。燃やすごみの焼却灰については全て「大阪湾広域臨海環境整備センター」で埋立処分を行っています。

また、破碎処理後の不燃物残渣については「宇治廃棄物処理公社」においても埋立処分を行っています。

表 1-3-14 最終処分場の概要

項目	内容
施設名称	グリーンヒル三郷山
所在地	京都府久世郡久御山町佐古梶石1-3
敷地面積	59,000㎡
埋立全体用量	200,000㎡
埋立方法	サンドイッチ工法
遮水方法	表面遮水工（遮水シート工法）
浸出水処理方式	生物処理＋高度処理
処理能力	100㎡/日
埋立開始年月	平成13年4月



第5節 前回計画の検証

Ⅰ. 数値目標の検証（達成状況）

Ⅰ) 1人当たりのごみ排出量、リサイクル率を令和8年度までに目標値まで削減する

前回計画での目標は平成13年度から平成27年度における人口増減を想定した人口推計から算定しています。

前回計画の令和8年度の排出量の目標値は780g/人・日となっているのに対し、令和7年度のごみ排出量は698.0tであることから、目標を達成しているといえます。

リサイクル率は令和8年度のリサイクル率の目標値は35.60%となっているのに対し、令和7年度は13.3%と目標達成には至っておらず、目標を達成するには厳しい実績となっています。

表 Ⅰ-3-15 数値目標の検証

数値目標項目	単位	実績	中間目標年度	現状	計画目標年度
		平成26年度	令和3年度	令和7年度	令和8年度
一人一日当たりのごみ排出量	g/人・日	820.0	800.0	698.0	780.0
リサイクル率	%	14.86	30.00	13.30	35.00

2. 現状の施策の評価

現行計画の実施状況を表 1-3-16 および以下の総合評価にて示します。

1) 総合評価

前回計画に基づく各施策の進捗状況を総合的に評価すると、市民協働による発生抑制や分別徹底、収集体制の改善など、基盤的な取組は概ね着実に進展している一方、リサイクル率の向上や新規システム構築、制度面の強化など、計画の実効性を左右する領域では課題が残る状況となっている。

これらの評価結果を踏まえ、各項目ごとの進捗状況は以下のとおりである。

まず、Ⅰ「発生抑制優先行動への転換」では、市民・事業者・行政が連携した取組が継続されており、「マイバックキャンペーンの推進」「レジ袋の有料化の実現」など、行動変容の基盤づくりが進んでいる。また、学校や団体への環境教育・啓発活動も実施され、地域全体での意識醸成が図られている。一方で、事業者向けのごみ減量セミナー等は開催できておらず、事業活動における発生抑制の取組は十分に進展していない。

Ⅱ「廃棄物の減量と資源の循環」では、適正分別や排出管理の徹底が進み、住民・管理人・収集員の連携による運用改善や、プラスチック資源の収集範囲拡大など、現場レベルでの改善が見られる。しかし、リサイクル率は現状 13.30%にとどまり、目標 35.00%との乖離が大きい。分別徹底や啓発は進んでいるものの、リサイクル率向上に直結する施策の効果が十分に現れておらず、ごみ有料化等の制度的手段も検討段階にとどまっている。

Ⅲ「事業系ごみの 3R の推進」では、事業所への指導・啓発や許可業者への搬入指導、搬入検査など、適正処理の確保に向けた基礎的取組が継続されている。一方で、「資源共同回収システム」「自動販売機空き缶回収システム」など、新規システムの構築は検討が進んでおらず、事業系ごみの資源化を進める上での重要施策が停滞している。

Ⅳ「環境負荷の低減をめざしたごみ処理システムの構築」では、収集ルートの効率化検討や「ふれあい訪問収集」の実施、環境配慮型車両の導入など、運用面の改善が着実に進んでいる。また、循環型社会基盤施設や最終処分場については、広域的枠組みの中で適切に整備・確保されている。しかし、処理困難物への対応は周知徹底にとどまり、排出抑制や回収体制の強化など、より踏み込んだ施策の検討が求められている。

Ⅴ「計画推進のための基盤整備」では、実施計画による進行管理や推進体制の確立、広域的連携など、計画運営の基盤は概ね整備されている。しかし、条例改正は未実施であり、制度面での強化が進んでいない。手数料見直しの検討は進められているものの、減量インセンティブの制度化には至っておらず、計画の実効性確保に向けた制度的基盤の整備が課題となっている。

総じて、基盤的取組は進展しているものの、リサイクル率の向上や新規システムの構築、制度整備など、計画の成果を左右する領域での遅れが顕著である。

以上を踏まえ、今回計画ではリサイクル率の向上、事業系ごみの資源化強化、制度的手段の導入、分別徹底のさらなる強化など、構造的な改善策の実行が不可欠だと考えられる。



表Ⅰ-3-16 現状施策の実施状況一覧表

基本方針	取組内容
基本施策	現状
I 発生抑制優先行動への転換	使い捨て商品の使用の自粛や壊れた製品の修理など、三者協働による環境にやさしいライフスタイルへの転換
1) 三者協働による取組の展開	市民、販売店等事業者、市が一体となってマイバックキャンペーンを推進し、レジ袋の有料化も実現している。
2) 環境にやさしいライフスタイルへの転換	学校や各種団体等に啓発活動や環境教育を実施している。
3) 環境に配慮した事業活動への転換	ごみ減量セミナー等の取組みは開催できていない。
II 廃棄物の減量と資源の循環 (適正分別、リサイクルの推進)	廃棄物の減量に向けた適正分別を徹底し、廃棄物の減量、廃棄物のリサイクルを推進し、みんなが参加できるリサイクルシステムの構築
1) 分別排出ルール of 周知徹底	情報提供の充実を図っている。
2) 地域におけるごみ排出管理の徹底	住民や管理人と収集員の連携により徹底している。
3) みんなが参加できるリサイクルシステムの構築	プラスチック資源の収集範囲拡大の取組みを開始し、リサイクルの向上を図っている。
4) リサイクルシステムの安定化	リサイクル関連事業者との連携を強化している。
5) 適正料金負担のあり方検討	ごみの有料化についての情報収集や検討をしている。
6) 清潔な都市の維持	「まちかどのごみ」ゼロの日を引き続き実施している。
III 事業系ごみの 3R の推進	ごみの排出者責任の確立
1) ごみの自己管理意識の浸透	パンフレットやホームページにより啓発を実施している。
2) 事業所への減量指導の強化	事業所に対する指導・啓発を実施している。
3) 許可業者への指導強化	毎年の城南衛生管理組合への搬入申請時に文書による搬入指導を実施している。
4) 搬入検査等の充実	城南衛生管理組合での搬入検査を実施している。
5) 資源共同回収システムの構築	回収システムの構築についての検討はできていない。
6) 自動販売機空き缶容器回収システムの構築	回収システムの構築についての検討はできていない。
7) 市が率先してごみ減量化を推進	環境マネジメントシステムを運用している。
8) ごみ処理費用の適正負担	ごみ処理手数料の見直しを城南衛生管理組合で実施している。
IV 環境負荷の低減をめざしたごみ処理システムの構築	リユース、リサイクルに適した収集体制の確立と計画的な循環型社会基盤施設の整備
1) リサイクルと適正処理の推進に適した収集・運搬体制の確立	資源回収の確立と拡大を検討している。プラスチック資源回収の実施を開始している。
2) 収集運搬事業の効率化の推進	効率的な収集ルートの検討を実施している。
3) 人に優しい効果的な収集システムの検討	「ふれあい訪問収集」を実施している。
4) 収集作業の安全性の確保	研修会の実施等により安全意識の高揚を図っている。
5) 環境に配慮した収集機材の拡大	バイオディーゼル使用の収集車の導入を実施している。
6) 循環型社会基盤施設の整備	城南衛生管理組合において適切に整備されている。
7) 最終処分場の安定的な確保	国や府において適切に確保されている。
8) 適正処理困難物への対応強化	ホームページやごみ分別辞典などで処理困難物の周知徹底に努めている。
V 計画推進のための基盤整備	減量の取組を支える基盤づくりと計画の進行管理の仕組みづくり
1) ごみ処理基本計画の進行管理	実施計画の策定により管理している。
2) 計画推進体制の確立	計画推進体制の確立に努めている。
3) 相互理解・協働体制の確立	相互理解の確立に努めている。
4) ごみ減量等推進のための条例の整備	条例の改正は行っていない。手数料の見直しを検討している。
5) 広域的連携の強化	城南衛生管理組合により3市3町が連携している。ごみ処理広域化検討調整会議に参加している。
6) 循環型社会形成を目指した新たな社会経済システムの構築	循環型社会形成に向けたシステム構築に努めている。

第4章 ごみ処理の課題

第Ⅰ節 課題の抽出

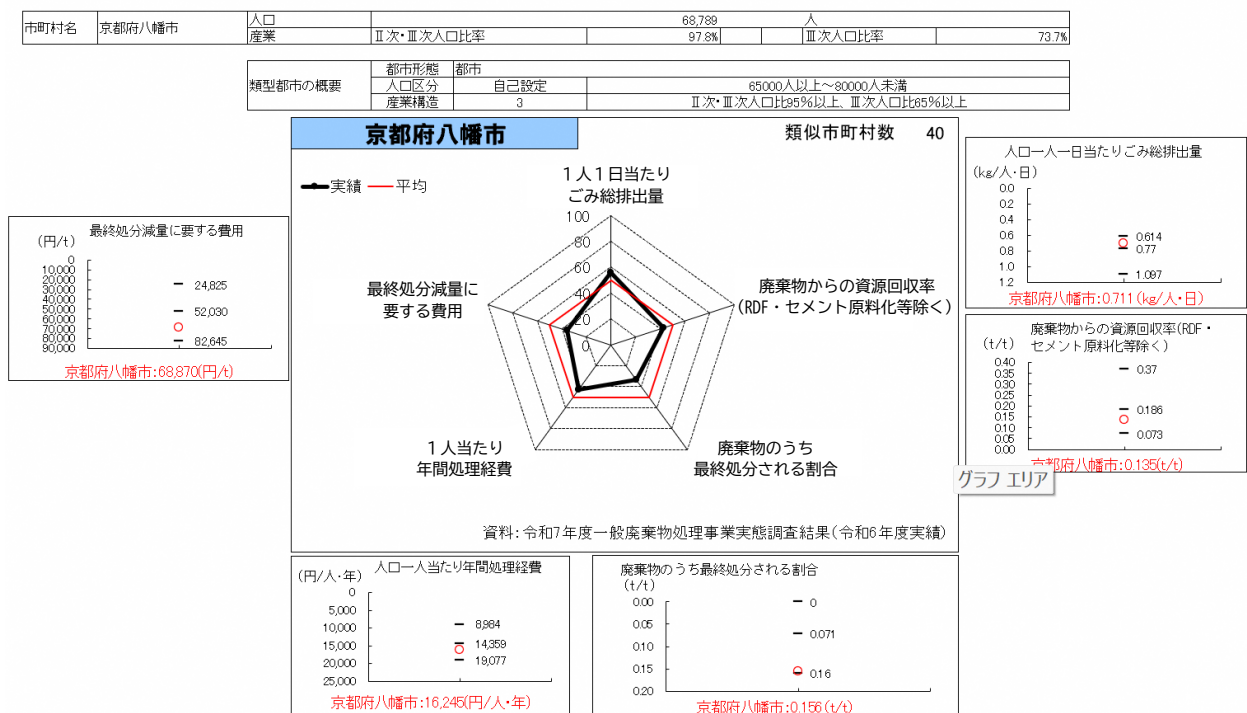
1. ごみ処理システムの評価

本市のごみ処理システムについて、全国平均及び類似市町村との比較による評価を行いました。比較にあたっては、環境省の「市町村一般廃棄物システム評価支援ツール」を用いています。

このツールで出している指標の算出方法は表 1-4-2 のとおりとなります。また、この図では類似市町村については、人口区分が 5 万～10 万人の市町としています（表 1-4-1）。それぞれの指標について、優れているほど値が外側になります。

1 人 1 日当たりごみ総排出量においては全国平均を上回っていますが、廃棄物からの資源回収率、廃棄物のうち最終処分される割合、1 人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用の 4 項目は全国平均を下回る結果となっています。

標準的な指標 1（偏差値によるレーダーチャート）



※0～100 は偏差値を示す。（全国平均＝偏差値 50）

標準的な指標	人口1人1日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF化・セメント原料化 等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t/t)	1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.77	0.186	0.071	14,359	52,030
八幡市	0.711	0.135	0.156	16,245	68,870
偏差値	56.1	42.7	33.3	42.4	35.7

図 1-4-1 ごみ処理システム分析結果



表 Ⅰ-4-Ⅰ ごみ処理システム分析結果

類型都市の概要	都市形態	都市	
	人口区分	Ⅱ	50,000 人以上～100,000 人未満
	産業構造		考慮していない

表 Ⅰ-4-2 指標の算出方法

標準的な指標		算出式	単位
廃棄物の発生	1 人 1 日当たりごみ排出量	$= \text{ごみ総排出量} \div \text{年間日数} \div \text{計画収集人口} \times 10^3$	kg/人・日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	$= \text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$	t/t
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	$= \text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$	t/t
費用対効果	1 人当たり年間処理経費	$= \text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$	円/人・年
	最終処分減量に要する費用	$= \frac{(\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費})}{\div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})}$	円/t
	人口 1 人当たり年間処理経費	$= \text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$	円/人・年

2. ごみ処理における課題の抽出

ごみ処理の現状や社会情勢の変化、これまでの施策の実施状況を踏まえるとともに、令和 8 年 1 月に実施した「八幡市ごみに関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）において寄せられた市民及び事業者の意見を参考に、本市におけるごみ処理に関する主な課題を抽出しました。

以下に、その主な課題を示します。

1) 排出されるごみについて

ごみ総排出量は減少傾向にあるものの、人口も減少していることから、ごみ排出量の減少には人口減少の影響も含まれていると考えられます。今後は人口減少に依存するだけでなく、1 人 1 日当たりのごみ排出量の削減や、ごみの発生抑制・分別の徹底など、継続的なごみ減量化に向けた取組を推進していく必要があります。

アンケート調査結果では、「フードドライブへの提供場所が身近にあればよい」「集めた生ごみを焼却するのではなく、肥料として有効活用してほしい」など、生ごみの減量や食品ロスの削減、資源化に関する意見が多く寄せられました。

これらのことから、生ごみの発生抑制や食品ロスの削減を一層推進するとともに、水切りの徹底やフードドライブの利用促進、堆肥化などの資源化に関する取組を進めるなど、生ごみの減量化を重点的に推進していくことが求められます。

2)資源化・リサイクル率について

資源化量もごみ総排出量と同様に減少傾向にあることから、リサイクル率は13%台で推移し、横ばいの状態となっています。

ごみ総排出量を削減しながらリサイクル率を向上させるためには、プラスチック資源やカン・ビン・ペットボトルの分別回収を推進し、資源化量を確保していくことが重要です。

また、アンケート調査から資源物の回収場所の拡充や、新聞・雑誌・古布の回収回数の増加、ダンボール回収の充実を望む声が多いことから、市民が資源物を排出しやすい回収体制の整備も課題となっています。

3)分別排出について

資源物として排出されたものの中には、ペットボトルのラベルやキャップが未除去であるものや、資源化可能なものが燃やすごみ・燃やさないごみとして排出される事例も見受けられることから、適正な分別の周知徹底を図り、資源化できない異物混入ごみの削減に取り組む必要があります。

また、アンケート調査では、「ペットボトルの回収回数を増やしてほしい」「地域での粗大ごみ回収を復活してほしい」等の意見があり、適正な分別を促進するためには、分別方法の周知だけでなく、市民が利用しやすい資源回収や収集体制の充実を図ることも重要です。

4)情報発信媒体の充実・強化

アンケート調査に寄せられた自由回答では、「SNSを活用した情報発信を充実してほしい」「LINEで分かりやすく情報を発信してほしい」「ホームページが見づらい」といった情報発信に関するご意見が寄せられました。

また、「ボタン電池の回収場所が分かりにくく、適切な排出方法に困っている」といった意見もあり、ごみの分別や排出方法に関する情報が十分に伝わっていないことがうかがえます。

このため、ごみの分別方法や減量・資源化に関する情報をより効果的に市民へ伝えるため、広報紙やホームページに加え、SNSやLINEなど多様な情報媒体を活用した情報発信の充実を図る必要があります。また、市民が必要な情報を容易に入手できる環境を整備し、分別方法や回収場所などを分かりやすく周知していくことが求められます。

第5章 将来ごみ量の予測

第Ⅰ節 ごみ排出量予測の考え方

1. 予測方法

ごみ排出量について、環境省の「一般廃棄物処理基本計画策定指針」に基づいて、過去5年間の実績をもとに将来推計を行いました。ごみ排出量の将来予測の考え方を図1-5-1に示します。

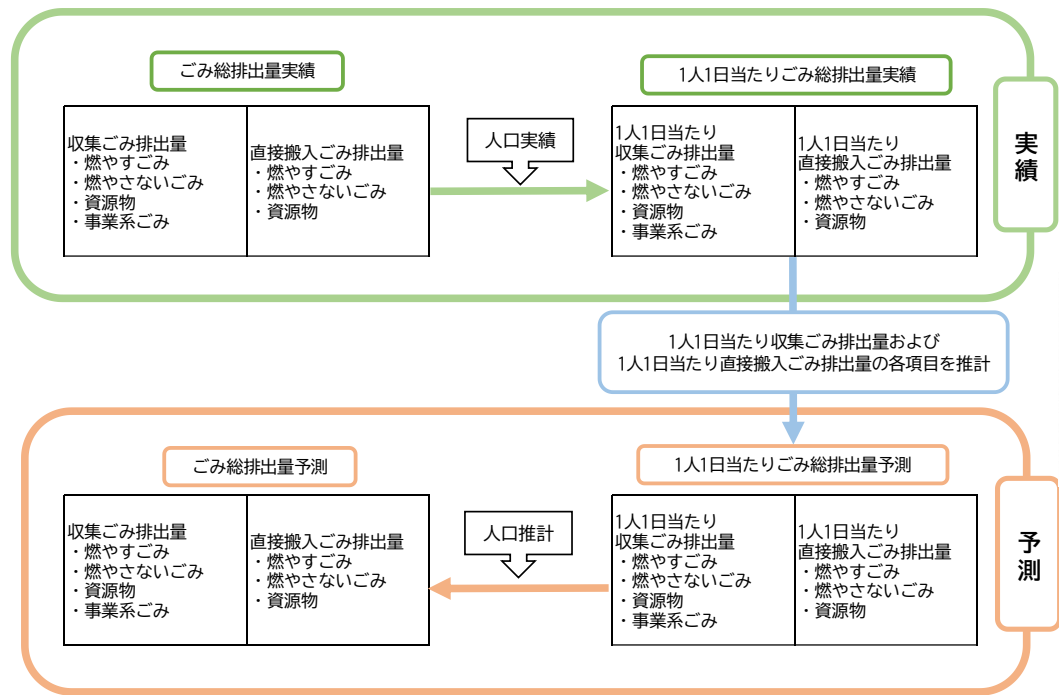


図 1-5-1 ごみ排出量の将来予測の考え方

5つの推計式によって5通りの予測値を算出し、このうち過去の実績をできるだけ良好に再現し、将来におけるトレンドの動きが論理的矛盾を来たさないこと等を考慮して、最も妥当と判断されるものを採用します。実績傾向を良好に反映した予測結果が得られない場合は、近年の実績を参考に推計値を設定します。各推計詳細は資料編に記載します。

表 1-5-1 本計画で用いる推計式

名称	推計式	備考
等差級数法	$Y = a + bx$	Y: 推計値 a, b: 係数 ln, e: 自然対数, 逆対数 x: 年度
対数級数法	$Y = a + b \times \ln x$	
等比級数法	$Y = a \times e^{bx}$	
べき級数法	$Y = a \times x^b$	
逆数級数法	$Y = a + b \div x$	

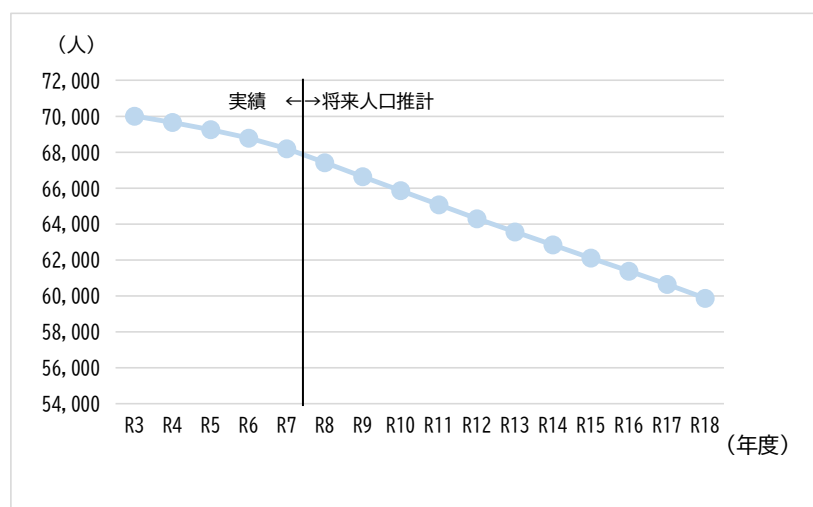
第2節 将来人口

本計画の予測で使用する将来人口は、令和5年公表の国立社会保障・人口問題研究所における将来人口推計を基に各年度の人口を推計しています。

表 Ⅰ-5-2 将来人口推計

単位：人

	年度	人口
実績	R3	70,013
	R4	69,660
	R5	69,258
	R6	68,789
	R7	68,199
将来人口推計	R8	67,419
	R9	66,639
	R10	65,859
	R11	65,079
	R12	64,299
	R13	63,569
	R14	62,840
	R15	62,110
	R16	61,381
	R17	60,651
	R18	59,875



※令和3年度から令和7年度は各年9月末人口（市HP統計）、令和8年度以降は将来人口推計

図 Ⅰ-5-2 将来人口推計

第3節 ごみ排出量の予測結果

Ⅰ. ごみ排出量の予測結果

ごみ排出量及び処理・処分量の予測結果を以下に示します。

Ⅰ) ごみ排出量の予測結果

ごみ排出量は、減少する見込みであり、中間目標年度である令和 13 年度において、収集ごみ排出量が 14,346t/年、直接搬入ごみが 483t/年、ごみ総排出量は 15,792t/年と推計されます。

また、計画目標年度の令和 18 年度で収集ごみ排出量は 13,298t/年、直接搬入ごみは 454t/年、ごみ総排出量は 14,589t/年の見通しです。

表 Ⅰ-5-3 ごみ排出量推計結果

項目			単位	実績	予測	
				R7	R13	R18
人口（年度末人口）			人	68,199	63,569	59,875
収集ごみ	家庭系	燃やすごみ	t/年	10,090	9,339	8,742
		燃やさないごみ	t/年	2,171	1,935	1,805
		資源物	t/年	1,041	992	932
	事業系	燃やすごみ	t/年	2,420	2,080	1,819
		小計	t/年	15,722	14,346	13,298
直接搬入ごみ	事業系	燃やすごみ	t/年	193	182	171
		燃やさないごみ	t/年	213	195	183
		資源物	t/年	79	106	100
		小計	t/年	485	483	454
ごみ総排出量	家庭系ごみ		t/年	13,302	12,266	11,479
	事業系ごみ		t/年	2,905	2,563	2,273
	集団回収量		t/年	1,178	963	837
	合計		t/年	17,385	15,792	14,589

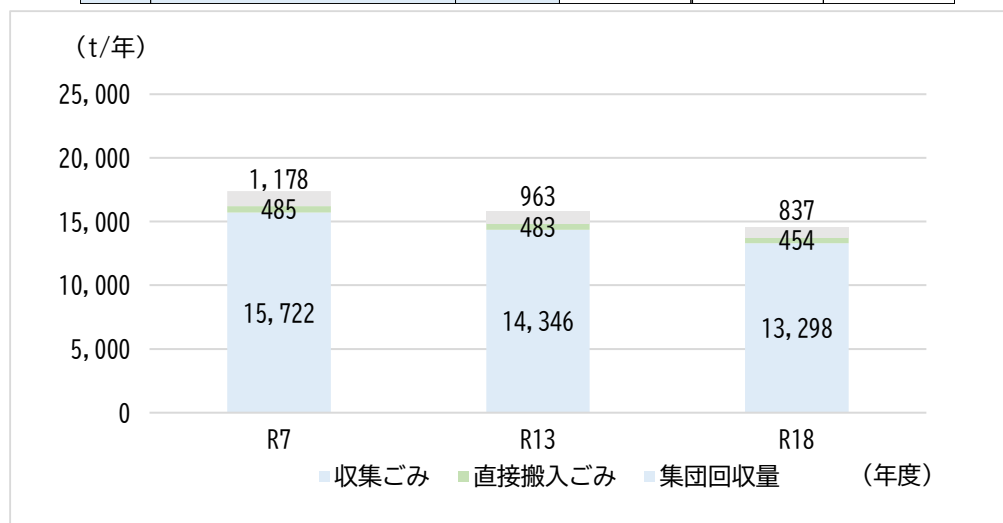
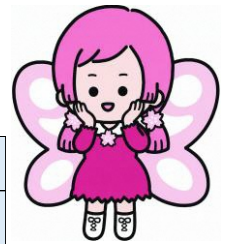


図 Ⅰ-5-3 ごみ排出量推計結果

2) 1人1日当たりごみ排出量の予測結果

1人1日当たりのごみ排出量は、減少する見込みであり、中間目標年度である令和13年度において、収集ごみが616.6g/人・日、直接搬入ごみが20.8g/人・日であり、1人1日当たりのごみ排出量は678.8g/人・日と推計されます。

また、計画目標年度である令和18年度において、収集ごみが608.4g/人・日、直接搬入ごみが20.8g/人・日であり、1人1日当たりのごみ排出量は667.5g/人・日と見込まれます。

表 Ⅰ-5-4 1人1日当たりごみ排出量推計結果

項目			単位	実績	予測	
				R7	R13	R18
人口（年度末人口）			人	68,199	63,569	59,875
収集ごみ	家庭系	燃やすごみ	g/人・日	405.3	401.4	400.0
		燃やさないごみ	g/人・日	87.2	83.2	82.6
		資源物	g/人・日	41.8	42.6	42.6
	事業系	燃やすごみ	g/人・日	97.2	89.4	83.2
		小計	g/人・日	631.5	616.6	608.4
直接搬入ごみ	事業系	燃やすごみ	g/人・日	7.8	7.8	7.8
		燃やさないごみ	g/人・日	8.6	8.4	8.4
		資源物	g/人・日	3.2	4.6	4.6
		小計	g/人・日	19.6	20.8	20.8
ごみ総排出量	家庭系ごみ		g/人・日	534.4	527.2	525.2
	事業系ごみ		g/人・日	116.7	110.2	104.0
	集団回収量		g/人・日	47.3	41.4	38.3
	合計		g/人・日	698.4	678.8	667.5

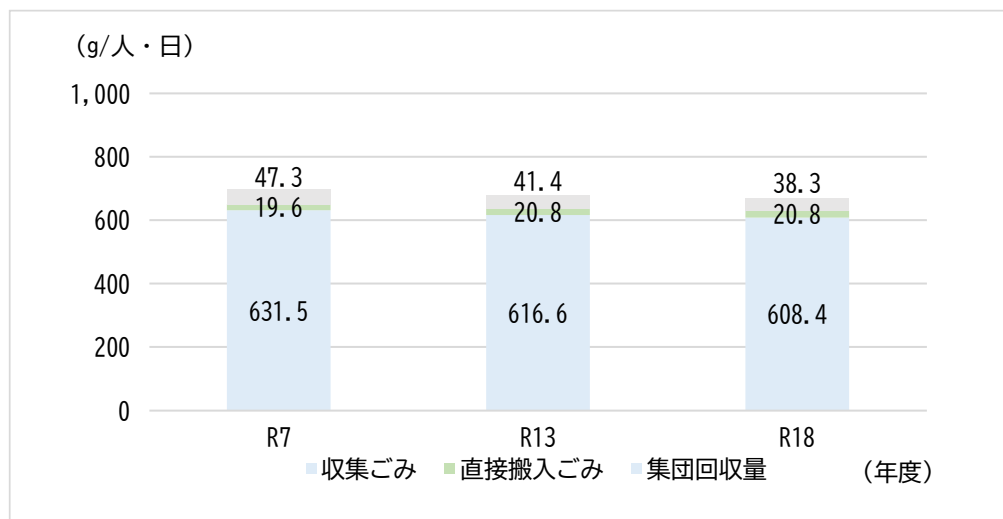


図 Ⅰ-5-4 1人1日当たりごみ排出量推計結果

第6章 ごみ処理基本計画

第Ⅰ節 基本方針

Ⅰ. 基本方針

本市では、これまで、ごみの分別収集や資源物の回収、ごみ減量に関する啓発等を通じて、循環型社会の形成に向けた取組を進めてきました。その結果、1人1日当たりのごみ排出量は京都府内でも少なく抑えられています。一方、リサイクル率は低い水準にあることから、これまでのごみ減量の取組を継続するとともに、資源化可能なものの分別排出及び回収を一層推進し、さらなる資源化を図る必要があります。

循環型社会を形成するためには、行政だけでなく、市民及び事業者がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協力しながら、主体的かつ継続的に取り組むことが重要です。このため、本市では、3Rを基本とし、特に、ごみの発生そのものを抑制するリデュース及び繰り返し使用するリユースを優先し、その上で、資源として再生利用するリサイクルを推進します。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律、プラスチック資源循環戦略及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律等の趣旨を踏まえ、食品ロスの削減、使い捨てプラスチックの使用抑制、プラスチック製品の分別収集及び再資源化など、社会情勢や新たな課題に対応した取組を推進します。

市民及び事業者による自主的な取組を促進するため、ごみの減量、分別及び資源化に関する分かりやすい情報発信や環境教育を充実するとともに、行政・市民・事業者による三者協働の体制づくりを進めます。あわせて、一人暮らしの高齢者や障がい者などのごみ出し支援を必要とする人への対応など、本市の地域特性を踏まえた施策を推進します。

さらに、ごみの発生及び排出の抑制並びに資源化を優先した上で、資源として利用することが困難なごみについては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に配慮しながら、適正かつ安定的な収集運搬、中間処理及び最終処分を行います。また、広域的な処理体制の下で、ごみ処理の効率化、環境負荷の低減及び災害時における処理体制の確保に取り組みます。

これらの取組は、国の第五次循環型社会形成推進基本計画が掲げる循環経済への移行や脱炭素社会の実現に資するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）が目指す持続可能な生産・消費形態の確保、気候変動対策及び住み続けられるまちづくり等につながるものです。

以上を踏まえ、本市では、良好な環境と限りある資源を将来世代へ引き継ぐ持続可能な循環型社会の実現に向け、次の5つを基本方針として、ごみ処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。



＜ごみ処理に関する重点施策＞

基本方針１ ごみの発生抑制・減量の推進

行政・市民・事業者がそれぞれの役割を果たし、食品ロスの削減、生ごみの減量、使い捨て製品の使用抑制等に取り組むことにより、家庭系ごみ及び事業系ごみの発生・排出を抑制します。

基本方針２ 資源化・リサイクルの推進

資源物の分別排出及び回収を推進するとともに、プラスチック資源をはじめとする資源化対象品目の拡充について検討し、資源化量及びリサイクル率の向上を図ります。

基本方針３ 適正な分別排出及びごみ処理の推進

分別区分や排出方法の周知を徹底し、資源物への異物混入を防止するとともに、ごみの収集運搬から中間処理、最終処分までの各段階において、安全かつ適正で安定的な処理体制を確保します。

基本方針４ 情報発信・環境教育の充実

広報紙、ホームページ、SNS その他のデジタル媒体等を活用し、ごみの減量や分別に関する情報を分かりやすく発信します。

また、学校、地域及び事業者と連携した環境学習や啓発活動を推進します。

基本方針５ 地域特性に応じた持続可能な施策の推進

「まちかどのごみ」ゼロの日の取組、ふれあい訪問収集など、本市の地域特性や市民ニーズに応じた施策を推進するとともに、行政・市民・事業者の協働により、誰もが安心して暮らすことのできる持続可能なまちづくりを進めます。

第2節 減量化・資源化の目標

前節で示したごみ排出量等の将来推計は、過去におけるごみ排出量等の実績値及びその推移を基礎とし、これまでと同様の傾向が今後も継続するものと仮定して算出した単純推計の結果です。このため、今後実施または拡充するごみの減量化及び資源化に関する各種施策や、それらの施策の実施によって見込まれる効果については、推計結果に反映していません。

本節では、こうした推計の前提を踏まえたうえで、本市における今後のごみの減量化及び資源化に向けた取組の方向性を明確にし、計画的に取組を推進するため、ごみの減量化及び資源化に関する目標を設定します。

1. 本計画における目標値の考え方

京都府が策定した「循環型社会形成推進地域計画」では、再生利用率について最終目標年度である令和12年度に20.0%とする目標が掲げられています。また、国が公表している「一般廃棄物処理実態調査」によると、京都府内の市町村における平均リサイクル率は18.1%となっています。

これら二つの数値指標を踏まえ、本計画では、令和7年度における本市のリサイクル率13.3%から、計画目標年度である令和18年度までに20.0%へ引き上げることを目標とします。

また、この目標との整合を図るため、令和18年度にリサイクル率20.0%を達成した場合に見込まれる、燃やすごみ及び燃やさないごみのうち、収集ごみに係る1人1日当たり排出量の推計値についても、併せて目標値として設定します。

なお、燃やすごみ及び燃やさないごみの直接搬入ごみについては、現状維持を前提とした推計値で固定していることから、目標値の対象には含めず、収集ごみの推計値のみを目標値として設定します。

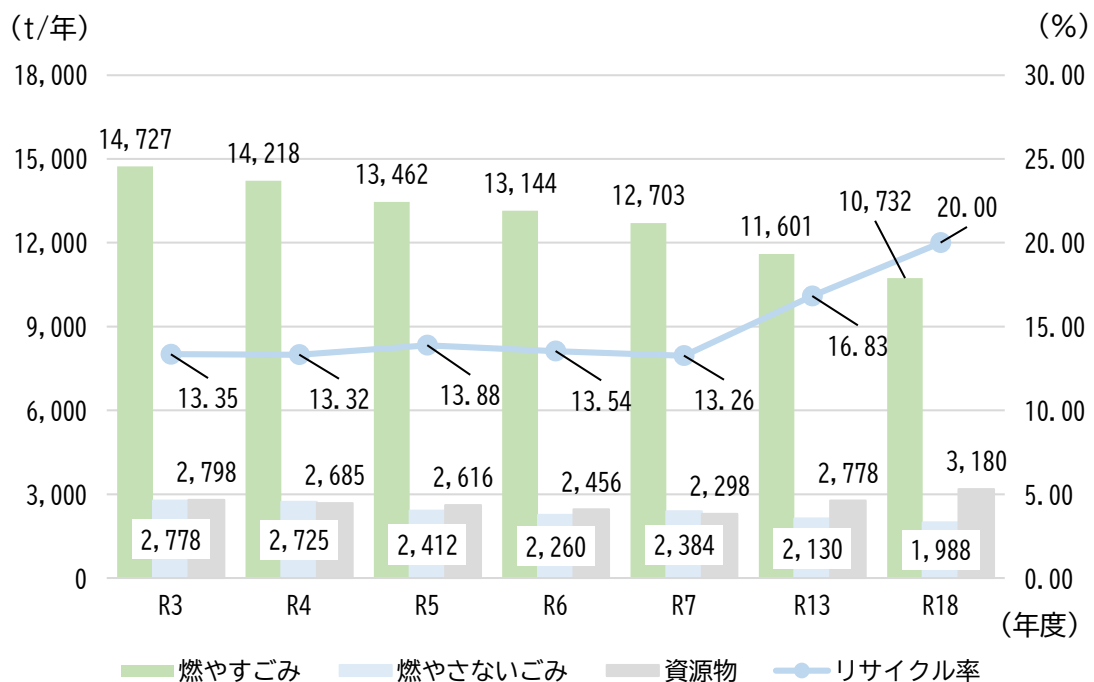


図 1-6-1 令和18年度におけるリサイクル率

2. 本計画の減量化・資源化目標

本計画の減量化・資源化の目標を下記のとおりとします。



目標1 リサイクル率を令和7年度の13.3%から、令和18年度には20.0%まで引き上げます。

目標2 収集する燃やすごみの1人1日当たり排出量を、405.34gから384.45gまで削減します。

目標3 収集する燃やさないごみの1人1日当たり排出量を、87.21gから83.15gまで削減します。

3. 数値目標

1) 目標1: 令和18年度のリサイクル率を20.0%にする

前回計画では、リサイクル率の目標値を35%としていました。しかし、本市の令和7年度における実績値は13.3%であり、前回の目標値とは大きな乖離があることから、計画期間内に35%を達成することは困難であると考えられます。このため、本計画では、現状を踏まえた実効性及び実現可能性のある目標として、リサイクル率を20.0%とします。

目標の達成に向けて、市民及び事業者の資源化に対する意識の向上につながる取組を強化します。また、分別区分や排出方法の周知・啓発を通じて分別排出の徹底を図るなど、資源化を促進する施策を推進し、リサイクル率の目標達成を目指します。

2) 目標2: 令和18年度の燃やすごみを384.45g/人・日にする

燃やすごみの直接搬入量については、今後も現状と同程度で推移するものとしているため、本計画では収集ごみの1人1日当たり排出量を目標指標とします。令和18年度にリサイクル率20.0%を達成することを前提として、令和7年度の405.34g/人・日から384.45g/人・日まで削減することを目指します。

今後は、食品ロスの削減や生ごみの減量に取り組むとともに、燃やすごみに含まれる資源化可能な品目の適正な分別を促進します。

3) 目標3: 令和18年度の燃やさないごみを83.15g/人・日にする

燃やさないごみの減量に向けては、製品をできるだけ長く使用することや、まだ使用できるものを再使用することにより、ごみとして排出される量そのものを抑制することが重要です。また、資源化可能な品目が燃やさないごみとして排出されないよう、分別区分や排出方法の周知を進めます。

燃やさないごみも燃やすごみと同じく直接搬入ごみを現状維持とする推計値で固定していることから、収集ごみのみを目標の対象とし、1人1日当たり排出量を令和7年度の87.21g/人・日から、令和18年度には83.15g/人・日まで削減することを目指します。

4. 数値目標のまとめ

本計画における数値目標のまとめを表1-6-2に示します。

表 1-6-2 数値目標のまとめ

区分	単位	令和7年度 (基準値)	令和13年度 (中間目標年度)	令和18年度 (目標値)
リサイクル率	%	13.3	16.93	20.0
燃やすごみ(収集ごみ)	g/人・日	405.34	389.33	384.45
燃やさないごみ(収集ごみ)	g/人・日	87.21	84.21	83.15



第3節 ごみ処理の目標達成に向けた施策

ごみの減量化を推進するためには、ごみの発生そのものを抑制することが最も重要です。市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、ごみの発生抑制に向けた取組を推進します。

Ⅰ. ごみ発生抑制における施策

1) ごみの発生抑制（リデュース）

3Rの中でも優先順位が高いリデュースを推進します。マイバッグ・マイボトルの利用、過剰包装や使い捨て製品の削減など、ごみをできるだけ発生させない生活様式の普及を図ります。また、市民・事業者と連携し、ごみ減量に向けた意識の向上と自主的な行動を促進します。

2) 家庭系ごみの減量推進

家庭から排出されるごみの減量を図るため、市民1人一日当たりの家庭系ごみ排出量の削減を目標として、効果的な普及啓発に取り組みます。日常生活で実践できる減量行動や取組事例を分かりやすく紹介し、継続的な実践につなげます。

3) 生ごみの減量推進

家庭から排出される生ごみについて、水切りの徹底、食材の使い切り及び料理の食べ切りを促進し、焼却処分量の削減を図ります。また、生ごみの発生抑制・減量に関する情報発信を充実し、市民一人一人が取り組みやすい実践方法の普及を図ります。

4) 食品ロス削減の推進

食品ロス削減推進計画を基本とし、家庭及び事業所の双方における食品ロスの削減を推進します。各家庭での食べ切り、水きり、使い切りや適切な保存等の実践方法を周知するとともに、関係団体や事業者と連携した啓発に取り組みます。

5) 事業系ごみの減量推進

事業者に対し、事業活動に伴って排出されるごみの発生抑制、再使用及び分別排出の徹底を働きかけます。許可業者にごみ減量についての啓発及び指導を行い、排出実態や業種に応じた情報提供を実施し、事業者の自主的かつ継続的なごみ減量の取組を促進します。

2. 資源化・リサイクルについての施策

6) 資源物回収の推進

紙類・布類をはじめとする資源物の分別回収を促進するとともに、自治会や子ども会等が実施する集団回収活動を支援します。再生資源化奨励金制度の周知や活動団体への情報提供を行い、地域主体の資源回収活動の継続及び活性化を図ります。

7) プラスチック資源循環の推進

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を踏まえ、プラスチック資源等の適正な分別排出を推進します。プラスチックの発生抑制や再使用を含む資源循環への理解を深めるため、市民・事業者に対する普及啓発を行います。

8) リサイクル率向上に向けた取組

燃やすごみに混入している紙類、布類、プラマーク製品等の資源化可能物について、排出実態を把握し、適正な分別排出を促進します。拠点回収、集団回収その他の資源回収制度を分かりやすく周知するとともに、利用状況や資源化量を検証し、必要に応じて分別区分や回収方法の見直しを検討することで、リサイクル率の向上を図ります。

3. 適正な分別排出における施策

9) 適正な分別排出と資源物の品質向上

分別ルールを分かりやすく周知し、資源物への異物混入の防止に取り組みます。ペットボトルのラベルやキャップの取り外しなど、再資源化に適した排出方法を写真やイラスト等を活用して周知し、分別排出の徹底と資源物の品質向上を図ります。

10) 処理困難物の処分方法の周知

ボタン電池や充電式電池などの処理困難物について、市における処分方法が分かりにくい品目は、適正な処分方法及び回収協力店等の情報を分かりやすく周知します。また、問い合わせの多い品目については、ホームページやアプリなどのごみ分別辞典を活用し、重点的かつ継続的な情報提供を行います。

11) ごみ分別情報の充実

ホームページやアプリのごみ分別辞典や Q&A 等の内容を充実させ、市民が品目ごとの分別区分や排出方法を容易に確認できる環境づくりを進めます。問い合わせ内容や制度改正等を踏まえて情報を随時更新し、正確で分かりやすい案内に努めます。



4. 情報発信・環境教育の推進

1 2) ホームページの利便性向上

市民が必要なごみ情報へ容易にアクセスできるよう、ホームページの構成、検索性及び掲載内容の改善を図ります。また、スマートフォン等からも閲覧しやすい表示に配慮し、正確で利用しやすい情報提供を進めます。

1 3) SNS・LINE を活用した情報発信

ホームページやアプリに加えて、SNS や LINE を活用し、分別方法や収集に関するお知らせ、イベント情報等を適時に発信します。各媒体の特性を踏まえ、幅広い世代に情報が届くよう、分かりやすく効果的な情報発信に取り組みます。

1 4) ごみ収集・分別情報のデジタル提供

ごみの収集日程や分別方法をスマートフォン等から確認できるよう、デジタル媒体を活用した情報提供の充実を図ります。ごみ分別辞典やホームページ等との連携を進め、市民が必要な情報へ円滑にアクセスできる仕組みづくりに取り組みます。

1 5) 環境教育の推進

ごみの減量、3R、食品ロスの削減及び資源循環に対する理解を深めるため、学校や地域と連携した環境教育や環境学習を推進します。出前講座や出前授業等を通じて、ごみ問題を身近な課題として捉え、自ら実践する意識の醸成を図ります。

5. 八幡市における独自施策

1 6) 「まちかどのごみ」ゼロの日の推進

「まちかどのごみ」ゼロの日を、市内清掃活動と美化活動の意識を高める重要な取組として位置付け、市民が参加・利用しやすい環境づくりを進めます。実施内容を積極的に発信するとともに、市民からの意見を踏まえ、運営方法について継続的な見直しを行います。

1 7) ふれあい訪問収集の充実

高齢化の進行を踏まえ、ごみ出しが困難な高齢者や障がいのある方等を対象とした「ふれあい訪問収集」の充実を図ります。制度の周知に努めるとともに、福祉部局との連携を強化し、「ふれあい訪問収集」を必要とする方が利用しやすい体制を整備します。また、収集時には安否確認にも配慮し、市民の安全・安心な生活を支援します。

6. 施策のまとめ

それぞれの施策について、表 1-6-1 に示します。

表 1-6-1 施策のまとめ

施策	
ごみ発生抑制における施策	ごみの発生抑制(リデュース)の推進
	家庭系ごみの減量推進
	生ごみの減量推進
	食品ロス削減の推進
	事業系ごみの減量推進
資源化・リサイクルについての施策	資源物回収の推進
	プラスチック資源循環の推進
	リサイクル率向上に向けた取組
適正な分別排出における施策	適正な分別排出と資源物の品質向上
	処理困難物の処分方法の周知
	ごみ分別情報の充実
情報発信・環境教育の推進	ホームページの利便性向上
	SNS・LINE を活用した情報発信
	ごみ収集・分別情報のデジタル提供
	環境教育の推進
八幡市における独自施策	「まちかどのごみ」ゼロの日の推進
	ふれあい訪問収集の充実



第4節 収集・運搬計画

1. ごみの分別区分

ごみ分別区分については、現在のごみ分別区分にてごみ収集を行っていくものとします。また、今後の容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等のリサイクル関連法令の改正により、必要に応じてごみの分別区分の見直しを検討し、適宜反映させていきます。

2. 収集運搬体制

家庭系ごみについては、沢中継施設に集約後、各処理施設へ搬入するという現状の収集体制を今後も継続するものとします。

事業系ごみについては、事業所と許可業者との契約により継続して適切な収集を行っていきます。



第5節 中間処理計画

1. 燃やすごみの処理

本市における燃やすごみの処理は、「クリーンパーク折居」または「クリーン 21 長谷山」の焼却処理施設で行っています。

2. 燃やさないごみ、資源物の処理

本市における燃やさないごみ、資源物は「リサイクルセンター長谷山」、「エコ・ポート長谷山」のいずれか双方において、中間処理を行っています。

第6節 最終処分計画

本市では、最終処分または再生利用先として「グリーンヒル三郷山」と「大阪湾フェニックス」、または「宇治廃棄物処理公社」での処分を利用しています。

最終処分場の平均寿命は 20～25 年とされていますが、「グリーンヒル三郷山」も「大阪湾フェニックス」も埋立開始から 20 年以上が経過しているため、現行の最終処分場の延命化または新たな最終処分場の確保をしていく必要があります。

第2編 食品ロス削減推進計画



第1章 食品ロスの現況

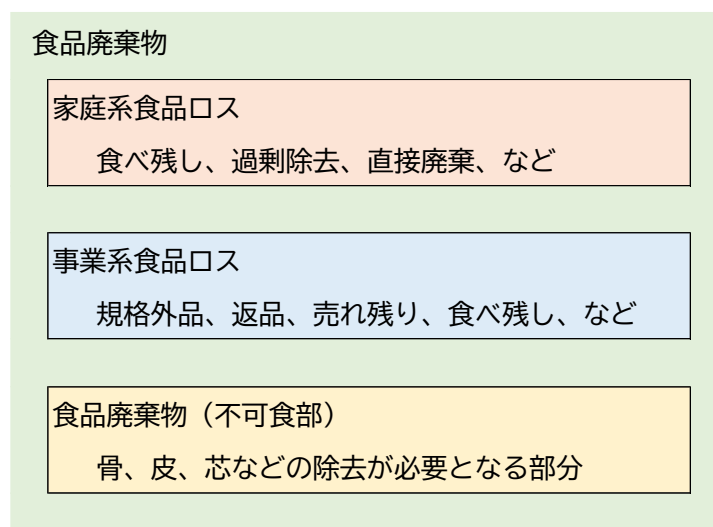
第1節 食品ロスの現況

1. 食品ロスとは

食品ロスとは、食品廃棄物の中で本来食べられるのに捨てられる食品のことを指します。

一般家庭における食べ残し、過剰除去、直接廃棄の家庭系食品ロスと、食品関連事業者における規格外品、返品、売れ残り、食べ残し等の事業系食品ロスに分類されます。

図 2-1-1 食品廃棄物と食品ロスの関係



2. 食品ロス問題

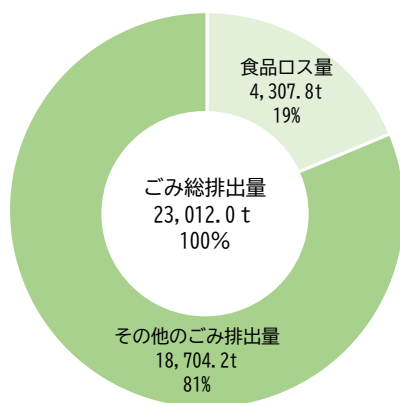
日本における食品ロス量は、令和6年度の推計では約461万tといわれており、1人当たりに換算すると年間37kgとなります。

食品ロス量の内訳としては、家庭系食品ロス量が224万t、事業系食品ロス量が237万tであり、食品ロス削減には家庭、事業者双方の取組が必要であることが分かります。

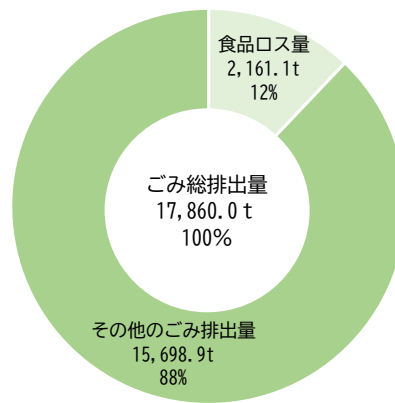


3. 市で発生する食品ロス量

市における食品ロス量は、環境省が実施している一般廃棄物処理実態調査及び消費者庁による食品ロス削減関係参考資料から推計すると、調理くず等を除いた食品ロスは、国が目標基準としている平成 12 年度は 4,307.8t 程度、令和 6 年度は 2,161.1t 程度の食品ロス量が発生しているとみられます。



平成 12 年度 八幡市食品ロス量



令和 6 年度 八幡市食品ロス量

【算定根拠】

平成 12 年度八幡市食品ロス量（概算）

＝平成 12 年度八幡市一般廃棄物総排出量（23,012t）×平成 12 年度全国食品ロス割合（18.72%）※1

令和 6 年度八幡市食品ロス量（概算）

＝令和 6 年度八幡市一般廃棄物総排出量（17,860t）×令和 6 年度全国食品ロス割合（12.10%）※2

※1：平成 12 年度全国食品ロス割合＝全国食品ロス発生量(980 万 t) ÷ 全国一般廃棄物総排出量(5,236 万 t)

※2：令和 6 年度全国食品ロス割合＝全国食品ロス発生量(461 万 t) ÷ 全国一般廃棄物総排出量(3,811 万 t)

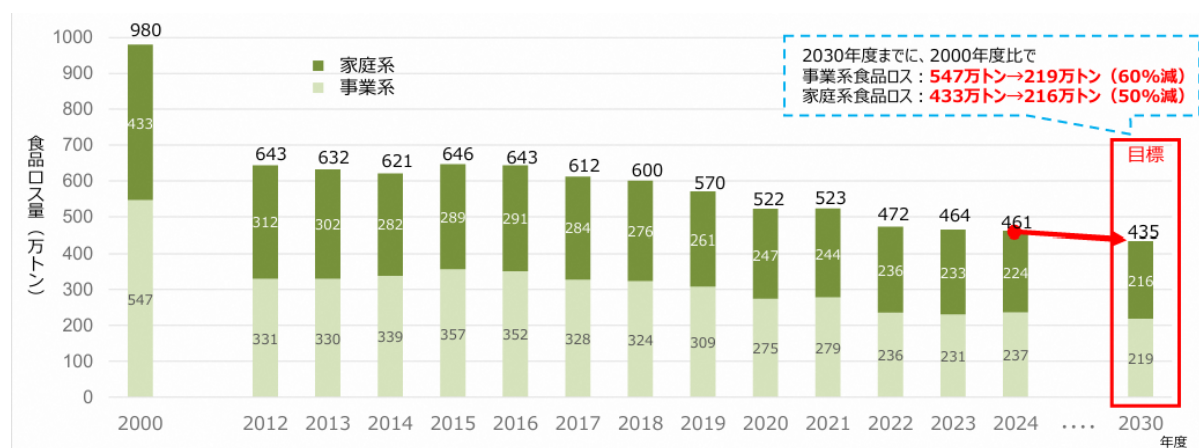
第2節 基本方針・目標・取組

1. 基本方針

市民や事業者が食品ロス削減の必要性を認識し、食べ物を無駄にしない習慣を実践できるよう、行動変容の促進を図ります。

2. 国の目標

国は、食品ロスの削減目標として、令和12年度までに平成12年度比で事業系食品ロスを60%、家庭系食品ロスを50%減らし、計435万トンとする目標を立てています。



出典：食品ロス削減関係参考資料（令和8年6月30日版）：消費者庁

図2-1-2 食品ロス量の推移と削減目標



3. 本計画の数値目標

1) 食品ロス発生量

食品ロス量の削減について、国は平成12年度から令和12年度までの30年間で、家庭系食品ロス発生量を50%、事業系食品ロス発生量を60%減少させることを目指しています。市もそれになり、食品ロス発生量を半減させることを目指します。

なお、目標は国と同様に令和12年度までの達成を目指しますが、計画の進捗により、必要に応じて目標値を見直すこととします。

平成12年度食品ロス発生量(推定値)の4,307.8tを50%削減した2,153.9tを目標値とします。

表 2-1-1 食品ロス発生量の目標

	平成12年度 (基準値)	目標値
食品ロス量発生量 (t)	4,307.8	2,153.9

2) 消費者意識の向上

令和8年1月に市民1,800人の方々を対象として実施した八幡市ごみに関するアンケート調査において、「家庭内で食品ロスの削減に取り組んでいるか」という設問に対して、「取り組んでいる」又は、「どちらかと言えば取り組んでいる」と回答した市民の割合は、82.9%でした。

この結果を踏まえ、82.9%を目標の基準値として食品ロス削減に取り組む消費者の割合を90.0%とすることを目標とし、本計画の目標年度にあわせた令和18年度までに達成することを目指します。

表 2-1-2 食品ロス削減に取り組む消費者の割合の目標

	令和7年度 (基準値)	令和18年度 (目標値)
食品ロスの問題を認知して削減に取り組む 消費者の割合 (%)	82.9	90.0



4. 食品ロス削減に向けた取組

1) 家庭から出る食品ロス

家庭から排出される食品ロスについては、①食べ残し、②過剰除去、③直接廃棄の3つに分類されます。

表 2-1-3 家庭系食品ロスの主な発生要因

①食べ残し	②過剰除去	③直接廃棄
・料理の作りすぎ ・外食時の注文過多 ・体調不良 ・味が好みではなかった	・野菜や果物の皮を厚く剥いている ・傷がついていたり変色した部分が気になり、必要以上に取り除いてしまう ・食べられる部分なのに調理方法を知らず、捨ててしまう ・品質や安全面への配慮	・買いすぎて使いきれず期限切れになってしまった ・贈答品やもらい物が好みに合わず、消費されない ・期限の近い食品から使用する習慣が定着していない

家庭系食品ロスの削減には、日常生活の中で食品の無駄を作らないことが重要です。

冷蔵庫を整理整頓する日を設定する、食品をカテゴリで分けておく、期限の近いものは目立つところや棚の手前に置いておくなどの工夫で食品の期限・在庫・残量が把握しやすくなります。

また、買い物に行く前に冷蔵庫を確認し、「お買い物リスト」を作成することで買いすぎを防ぎ、購入した食品はすぐに調理、使わない分は適切に保存するなど、その食品の期限までに全て美味しく使いきれるようにすることが大切です。

もらいもの等で好みでないものについては、フードバンクへ寄贈することで必要とされる方へ譲渡し、食品ロスを削減することができます。

また、消費者庁では、クックパッドでブロッコリーの茎などの捨ててしまうことが多い食品についても「食材を無駄にしないレシピ」として情報発信しています。

今後、食品ロスに対する市民の理解を醸成するために食品ロスの発生状況や削減方法等の普及・啓発に努めます。

なお、発生してしまった食品ロスについては、水切りの徹底によって減量化することの必要性について普及・啓発します。



図 2-1-3 消費者庁の食材を無駄にしないレシピ

2)事業所から出る食品ロス

事業所から排出される食品ロスについては①商習慣、②販売機会の損失を恐れた多量の発注、③消費者の過度な鮮度志向や賞味期限の理解不足、④消費者の食べ残しの4つに分類されます。

表 2-1-4 事業系食品ロスの主な発生要因

①商習慣(3分の1ルール)	②販売機会の損失を恐れた多量の発注	③消費者の過度な鮮度志向や賞味期限の理解不足	④消費者の食べ残し
・ルールによる欠品を防ぐため、実際に必要な分より多くの食材を抱えてしまう	・大手コンビニでは店に商品を卸せば卸すほど利益が上がる仕組みをとっているため、「コンビニ会計」と呼ばれる)多量発注を促しやすい	・期限が近い陳列商品から取る「てまえどり」が浸透していない ・賞味期限と消費期限を勘違いして、まだ食べられる食品を捨ててしまう	・注文したメニューの量が想定より多かった

①商習慣の3分の1ルールとは、小売店では賞味期限の3分の1を超えたものを入荷しない、賞味期限の3分の2を超えたものは販売しない等の商習慣が存在しており、現在見直しが進められています。

また、③の賞味期限と消費期限の理解度については、消費者庁のアンケート調査では理解していない人の割合が約2割となったことや、本市のアンケートでも賞味期限や消費期限切れが食品ロス発生の主な原因となっていたことから、賞味期限と消費期限に対する理解を高めることも重要となります。

食べ残しや賞味期限切れにより発生する食品ロスは、消費者の購買行動に変化を促すことが必要であり、店舗でポスター等を掲示することによっても、削減の効果があることとされていることから、事業者とも連携を図り、情報発信に努めます。



図 2-1-4 賞味期限と消費期限の違い

第3編 生活排水処理基本計画



第1章 生活排水処理の現況

第1節 生活排水処理の現況

1. 生活排水処理の体系

生活排水は、各家庭の台所や風呂等から排出される生活雑排水と、トイレから排出されるし尿排水の2種類に分けられます。以下に本市のそれぞれの処理体制を示します。

1) 生活雑排水の処理体制

各家庭の台所等から排出される生活雑排水のうち、公共下水道接続世帯や合併処理浄化槽設置世帯は、汚水処理後に河川等に放流されます。しかし、し尿収集世帯や単独処理浄化槽世帯から出る生活雑排水は、十分な処理が行われないまま放流される場合があり、河川等の水質に影響を及ぼす要因の一つとなっています。

2) し尿排水の処理体制

し尿汲み取り世帯及び浄化槽設置世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、城南衛生管理組合の「クリーンピア沢」にて中間処理後、「洛南浄化センター」で適正に処理され、河川等に放流します。また、「クリーンピア沢」で分別されたし渣は「クリーン21長谷山」に、沈砂は「グリーンヒル三郷山」に搬入されます。

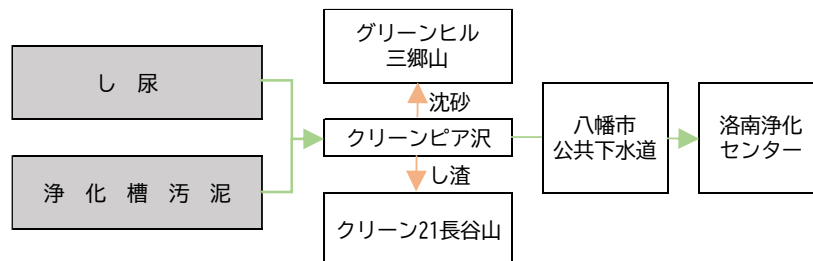


図 3-1-1 本市の生活排水の処理体制



第2節 生活排水の処理形態別人口の実績

本市における生活排水処理形態別の人口を以下の表 3-1-1 に示します。令和 7 年度の計画処理区域内人口は 68,199 人で、過去 5 年間で減少しています。令和 7 年度の汚水処理人口は 67,670 人となっており、こちらも過去 5 年間で減少傾向を示していますが、本市の人口の減少が影響していることが考えられます。

公共下水道人口も処理人口の減少にともない令和 7 年度で 67,554 人と減少しています。水洗化・生活雑排水未処理人口は 228 人で一定ですが、非水洗化人口は 301 人で減少傾向となっています。

汚水処理人口普及率は、令和 7 年度で 99.2%であり、公共下水道接続、合併処理浄化槽への転換を推進していることから、令和 3 年度から令和 7 年度にかけて 0.1%増加しています。

表 3-1-1 過去 5 年間の生活排水処理形態別人口の実績

	単位	R3	R4	R5	R6	R7
計画処理区域内人口	人	70,013	69,660	69,258	68,789	68,199
1. 汚水処理人口	人	69,352	69,036	68,680	68,242	67,670
(1) 公共下水道人口	人	69,268	68,939	68,571	68,125	67,554
(2) 合併処理浄化槽人口	人	84	97	109	117	116
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口	人	228	228	228	228	228
(単独処理浄化槽人口)	人	228	228	228	228	228
3. 非水洗化人口	人	433	396	350	319	301
(1) し尿収集人口	人	433	396	350	319	301
汚水処理人口普及率	%	99.1	99.1	99.2	99.2	99.2

第3節 し尿及び浄化槽汚泥収集量

し尿及び浄化槽汚泥排出量の実績を表 3-1-2 に示します。令和 7 年度のし尿収集量は 842kL/年、浄化槽汚泥収集量は 1,294kL/年でした。

図 3-1-2 に示すとおり、し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移は、どちらもほぼ横ばいとなっています。

表 3-1-2 1人1日当たりのし尿及び浄化槽汚泥排出量実績

		単位	R3	R4	R5	R6	R7
収集人口	し尿	人	433	396	350	319	301
	浄化槽汚泥	人	312	325	337	345	344
年間収集量	し尿	kL	898	826	809	867	842
	浄化槽汚泥	kL	1,313	1,293	1,251	1,316	1,294
	計	kL	2,211	2,119	2,060	2,183	2,136
1日当たりの排出量	し尿	kL/日	2.46	2.26	2.21	2.38	2.31
	浄化槽汚泥	kL/日	3.60	3.54	3.42	3.61	3.55
原単位	し尿	L/人・日	5.68	5.71	6.32	7.45	7.66
	浄化槽汚泥	L/人・日	11.530	10.900	10.143	10.451	10.306

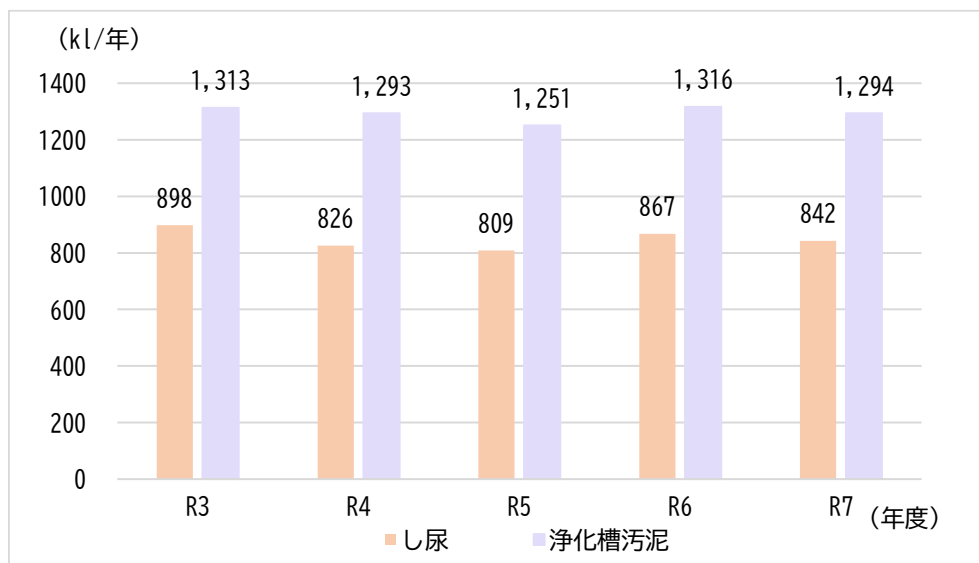


図 3-1-2 し尿収集量及び浄化槽汚泥収集量の推移

第4節 前回計画の検証

前回計画の生活排水処理率の目標及び実績を表 3-1-3 に示します。前回計画では令和 8(2026)年度に生活排水処理率 100.00%の目標を掲げていますが、現状の令和 6(2024)年度実績では 99.20%となっています。

表 3-1-3 前回計画の生活排水処理目標

数値目標項目	単位	実績	現状	計画目標年度
		平成28年度	令和7年度	令和8年度
生活排水処理率	%	98.60	99.22	100.00

第5節 施設概要

本市における生活排水処理は、城南衛生管理組合が所有するし尿処理施設「クリーンピア沢」で行っています。

表 3-1-4 し尿処理施設概要

	内容
施設名	クリーンピア沢
施設所管	城南衛生管理組合 (構成市町：宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町、井手町)
所在地	京都府八幡市八幡沢1番地
建築面積	工場棟：2,405㎡ 管理棟：361㎡
着工	平成6年8月
竣工	平成9年2月
	八幡市排出基準
pH	5超え9未満
BOD	600mg/L
SS	600mg/L
ノルマルヘキサン(鉱油)	5mg/L
ノルマルヘキサン(動植物油脂)	30mg/L
窒素(T-N)	240mg/L
リン(T-P)	32mg/L
アンモニア性窒素、亜硝酸、硝酸性窒素化合物	380mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他水銀化合物	<0.005mg/L

第2章 生活排水処理の課題

1. 合併処理浄化槽への転換

令和7年度における本市の浄化槽人口344人のうち、合併処理浄化槽人口は33.7%、単独処理浄化槽人口は66.3%となっており、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が課題となっています。

また、浄化槽の維持管理が適正に行われていない場合、処理機能の低下により、未処理の排水が公共用水域へ流出し、水質汚濁の要因となることが懸念されるため、浄化槽管理者による保守点検・清掃・法定検査の徹底した実施が求められます。

2. 生活雑排水による汚濁負荷排出量の削減について

生活雑排水は、家庭や事業所等の厨房、風呂場、洗濯場などから排出される汚水であり、公共用水域の水質汚濁の一因となっています。また、下水道や合併処理浄化槽等で処理を行う場合においても、処理施設への過剰な負荷は処理水の水質低下につながることを懸念されます。

このため、排出源における汚濁負荷の低減は、水環境の保全に重要であり、本市においても生活雑排水による環境負荷の低減に向けた取組を推進する必要があります。



第3章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針

前回計画から継続して、公共下水道への早期接続、合併処理浄化槽への転換を推進していくとともに、公共下水道の整備を行っています。また、適切なし尿・浄化槽汚泥の収集、浄化槽の保守点検等の維持管理を推進し、衛生的な環境の維持に努めます。

<生活排水処理に関する重点施策>

1. 合併処理浄化槽への転換促進と適正管理の推進

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽管理者に対して適正な維持管理の重要性を周知し、浄化槽の適正管理による生活環境の保全を図ります。

2. 生活雑排水による環境負荷の低減

家庭や事業所等から排出される生活雑排水による公共用水域への負荷を低減するため、排出源における汚濁負荷の削減に向けた啓発や取組を推進し、水環境の保全を図ります。

3. 適正かつ安定した生活排水処理体制の維持

公共下水道、浄化槽等による生活排水処理施設の適正な維持管理を推進し、関係機関と連携しながら、将来にわたり安定した生活排水処理体制の確保に努めます。



第2節 生活排水処理の目標

1. 算出方法

生活排水処理形態別人口について、過去5年間の実績をもとに将来推計を行いました。生活排水処理形態別人口の将来予測の算出方法を表3-3-1に示します。

表 3-3-1 生活排水処理形態別人口の将来予測算出方法

生活排水処理形態		算出方法
汚水処理人口	公共下水道	総人口に水洗化人口普及率を乗じる
	合併処理浄化槽	令和7年度実績をもとに割合から算出
	合計	公共下水道 + 合併処理浄化槽
生活排水未処理人口（単独処理浄化槽）		令和7年度実績をもとに割合から算出
非水洗人口（し尿収集人口）		総人口から汚水処理人口及び生活排水未処理人口を減じる



2. 生活排水処理形態別人口の将来予測

生活排水処理形態別人口を推計した結果を表 3-3-2 及び図 3-3-1 に示します。

表 3-3-2 生活排水処理形態別人口の予測結果

単位：人

年 度	総人口	污水处理人口				污水处理普及率	生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	非水洗化人口 (し尿収集人口)
		公共下水道人口	水洗化人口普及率	合併処理浄化槽人口	計			
実績	R3	70,013	69,268	98.94%	84	99.06%	228	433
	R4	69,660	68,939	98.96%	97	99.10%	228	396
	R5	69,258	68,571	99.01%	109	99.17%	228	350
	R6	68,789	68,125	99.03%	117	99.20%	228	319
	R7	68,199	67,554	99.05%	116	99.22%	228	301
予測	R8	67,419	66,792	99.07%	113	99.24%	222	292
	R9	66,639	66,033	99.09%	109	99.25%	214	283
	R10	65,859	65,273	99.11%	105	99.27%	207	274
	R11	65,079	64,513	99.13%	102	99.29%	200	264
	R12	64,299	63,752	99.15%	98	99.30%	193	256
	R13	63,569	63,041	99.17%	95	99.32%	187	246
	R14	62,840	62,331	99.19%	92	99.34%	180	237
	R15	62,110	61,619	99.21%	88	99.35%	174	229
	R16	61,381	60,908	99.23%	85	99.37%	167	221
	R17	60,651	60,196	99.25%	82	99.39%	161	212
	R18 (計画目標年度)	59,875	59,438	99.27%	79	99.40%	154	204
予測根拠	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	人口問題研究所 (R5推計)参考	①×③	直近3年間の増加率 を加算	令和7年度実績 割合※1	②+④	⑤÷①	令和7年度実績 割合※2	①-⑤-⑦

※1：【割合の算定根拠】

=総人口から公共下水道人口を除いた人口のうち、合併処理浄化槽人口が占める割合

=合併処理浄化槽人口÷(総人口-公共下水道人口)

※2：【割合の算定根拠】

=総人口から公共下水道人口を除いた人口のうち、単独処理浄化槽人口が占める割合

=単独処理浄化槽人口÷(総人口-公共下水道人口)

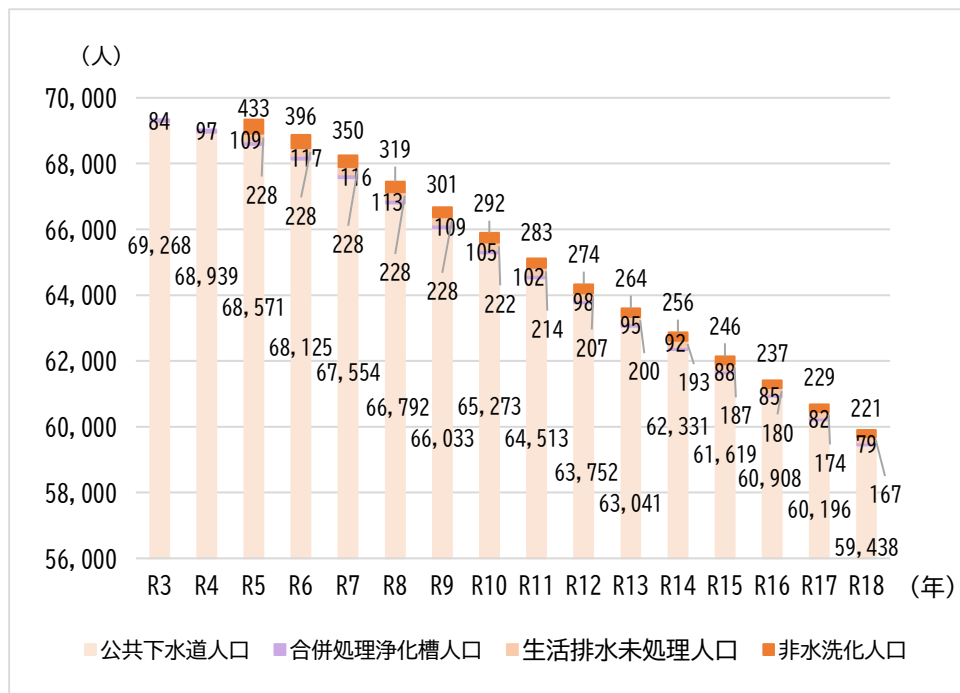


図 3-3-1 生活排水処理形態別人口の予測結果

3. 生活排水処理における数値目標

生活排水処理における数値目標を表 3-3-3 に示します。水洗化人口普及率について、令和 7 年度実績では 99.05%であったのに対し、中間目標年度である令和 13 年度では 99.17%、計画目標年度である令和 18 年度では 99.27%を目指します。

表 3-3-3 生活排水処理における数値目標

	単位	現状 (令和 7 年度)	中間目標年度 (令和 13 年度)	計画目標年度 (令和 18 年度)
水洗化人口普及率	%	99.05	99.17	99.27
污水处理普及率	%	99.22	99.32	99.40

4. し尿及び浄化槽汚泥収集量

1) 算出方法

し尿及び浄化槽汚泥収集量について、過去 5 年間の実績をもとに将来推計を行いました。し尿及び浄化槽汚泥収集量の算出方法を図 3-3-2 に示します。また、収集量は 1 人 1 日当たりし尿収集量及び 1 人 1 日当たり浄化槽汚泥収集量が過去 5 年間の平均で推移すると仮定し、計画人口を乗じて算出します。

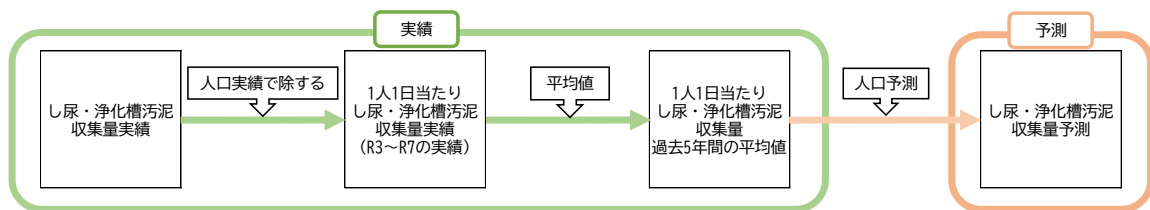


図 3-3-2 し尿及び浄化槽汚泥収集量の将来予測算出方法

2) し尿及び浄化槽汚泥収集量の将来予測

し尿及び浄化槽汚泥を推計した結果を表 3-3-4 及び図 3-3-3 に示します。し尿及び浄化槽汚泥収集量の合計は、中間目標年度である令和 13 年度には 4.8kL/日、計画目標年度である令和 18 年度には 4.0kL/日となると見込まれます。

表 3-3-4 し尿及び浄化槽汚泥収集量の予測結果

年 度	し 尿			浄化槽汚泥			合 計	
	人 口 (人)	原単位 (L/人・日)	搬入量 (kL/年)	人 口 (人)	原単位 (L/人・日)	搬入量 (kL/年)	(kL/年)	(kL/日)
実 績	R3	433	5.68	898	312	11.53	1,313	2,211
	R4	396	5.71	826	325	10.90	1,293	2,119
	R5	350	6.33	809	337	10.17	1,251	2,060
	R6	319	7.45	867	345	10.45	1,316	2,183
	R7	301	7.66	842	344	10.31	1,294	2,136
予 測	R8	292	7.66	816	335	10.31	1,261	2,077
	R9	283	7.66	791	323	10.31	1,215	2,006
	R10	274	7.66	766	312	10.31	1,174	1,940
	R11	264	7.66	738	302	10.31	1,136	1,874
	R12	256	7.66	716	291	10.31	1,095	1,811
	R13	246	7.66	688	282	10.31	1,061	1,749
	R14	237	7.66	663	272	10.31	1,024	1,687
	R15	229	7.66	640	262	10.31	986	1,626
	R16	221	7.66	618	252	10.31	948	1,566
	R17	212	7.66	593	243	10.31	914	1,507
	R18 (計画目標年度)	204	7.66	570	233	10.31	877	1,447
予測根拠	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	人口予測 より	令和7年 度実績	①×②× 365日÷ 1000	人口予測 より	令和7年 度実績	④×⑤×365 日÷1000	③+⑥	⑦÷365日

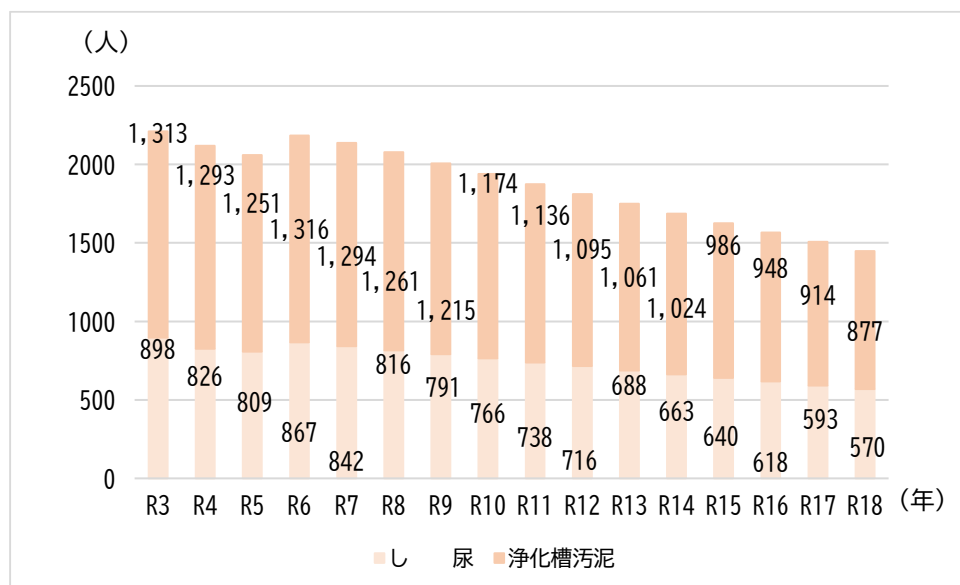


図 3-3-3 し尿及び浄化槽汚泥収集量の予測結果

第3節 生活排水処理の目標達成に向けた施策

1. 生活排水処理重点施策

1) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

平成 12 年度の浄化槽法改正により、浄化槽を新たに設置する場合は、合併処理浄化槽の設置が義務付けられました。一方で、本市においては、既存の浄化槽の多くが単独処理浄化槽であり、現在も 66.3%を占めています。

さらに、令和 2 年 4 月 1 日に施行された浄化槽法の改正では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進や、浄化槽の適正な維持管理の徹底が求められています。

単独処理浄化槽は、し尿のみを処理し、生活雑排水が未処理のまま放流されることから、水環境への負荷が懸念されます。また、設置から長期間が経過した浄化槽では、老朽化に伴う処理機能の低下も想定されるため、本市では、生活環境の保全と水質汚濁防止の観点から、合併処理浄化槽への転換を推進します。

2) 浄化槽の適正管理指導

適正な維持管理が行われていない浄化槽は、処理機能の低下により水質汚濁の原因となります。浄化槽管理者に対し、保守点検・清掃の実施や法定検査の受検など、適正な維持管理の重要性について周知・啓発を徹底します。

3) 公共下水道等への早期接続

公共下水道の整備区域内においては、未接続世帯への接続促進を図り、水洗化率の向上及び生活環境の改善に努めます。



第4節 収集・運搬計画

公共下水道等の整備にともない、水洗化人口が増加する一方、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の減少が予想され、収集・運搬効率の低下が想定されます。今後は、収集・運搬体制の効率化について検討していくことが必要となるものと考えられます。

1. 収集・運搬体制の主体

し尿の収集運搬については、城南衛生管理組合が城南環境事業協同組合に収集運搬の業務委託を行っています。浄化槽汚泥の収集運搬については、浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業の許可を持っている6業者が収集運搬を行っています。

2. 収集対象区域

収集対象区域については、本市全域とします。

3. 収集・運搬の方法

収集・運搬については、現行どおりに実施するものとし、収集物については、し尿処理施設への適正な搬入・処理を徹底することで、適正処理を確保し、公共サービスの向上に努めます。

第5節 中間処理計画

1. 合併処理浄化槽

公共下水道等の集合処理施設の整備が困難な地域については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。また、非水洗化世帯に対しては、合併処理浄化槽の設置に関する情報提供や普及啓発を行い、水洗化の推進に努めます。

2. 公共下水道

公共下水道の整備を計画的に進めるとともに、整備区域内の未接続世帯に対して公共下水道への接続を促し、水洗化の促進を図ります。

3. 汚泥等処理施設

本市では、汲み取り世帯及び浄化槽設置世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、城南衛生管理組合が管理・運営する「クリーンピア沢」において適正に処理しています。

今後も、城南衛生管理組合との連携のもと、現行の処理体制を維持し、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を継続していきます。また、将来的な施設の維持管理や処理体制の安定的な確保に向け、広域的な連携を図りながら、効率的かつ持続可能なし尿処理体制の維持に努めます。

第6節 最終処分計画

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥は、「クリーンピア沢」において分別処理を行い、し渣については「クリーン 21 長谷山」において焼却処理を行った後、適正に処分しています。また、沈砂については「グリーンヒル三郷山」において適正に埋立処分しています。

今後も、関係施設との連携のもと、現行の処理体制を維持し、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を継続していきます。

